

選べる事業の総合補償制度

事業活動総合保険

(設備什器・工事・休業・傷害医療補償)

団体割引

10社以上加入で

10%

20社以上加入で

20%

事業活動を取り巻く様々なリスクに対して最適な補償が簡単に選べます

- 新たに購入した設備も、新事業に関わるリスクも期中の連絡不要でまるごと補償します。
- 事業にあわせてぴったりの補償を選べるので、保険料コストが最適化できます。
- 様々なリスクを一つの契約でまとめられるので、補償の漏れやダブリを解消します。



募集期間・保険期間

申込締切日：2022年9月22日

保険期間：2022年10月1日午後4時から1年間

お手続き

ご加入を希望される方は、以下二次元コードより必要事項をご記入の上、お問い合わせください（2022年9月15日まで）。取扱代理店よりお見積りをお送りします。



ご加入サイトURL

<https://forms.gle/CLb1oPiDd5KTra948>

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) でご参照ください (ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイト約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

団体制度の特長

賠償以外のほとんどのリスクを本制度でカバーできます
貴社の抱えるリスクに合わせて必要な補償をお選びください

※賠償リスクは下記の制度にてカバーします

①医療関連サービスマーク制度賠償責任保険／②マーク認定業務外賠償責任保険／③サイバー保険

■売上高のご申告のみで下記のリスクに備えることができます ※一部の事業種類を除く

設備・什器等や
商品・製品等の補償

物損害 ユニット



工事に関する補償

工事物 ユニット



休業に関する補償

休業 ユニット



労働災害の補償

傷害 ユニット



時代の変化に伴って多様化するリスクに対応しています



地震・噴火・津波によって生じた損害も補償！

地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害も補償します。

物損害

(オプション)



パワーハラスメントなどの雇用まつわるトラブルも補償！

使用者賠償責任の補償やパワーハラスメントなどの雇用まつわるトラブルに起因して貴社などが負担する損害賠償責任に対する補償もご用意しています。

傷害

(オプション)



うつ病による自殺や過労死等の新型労災にも対応！

業務に起因する脳血管疾患、虚血性心疾患等、精神障害または精神障害の結果としての自殺についても、補償の対象となります。 ※政府労災の認定が必要です。

傷害

(オプション)



過度なクレームの円満な解決までをサポート！

クレームコンシェルによるクレーム解決サポートサービスの提供および弁護士による法的対応を行う場合の弁護士費用を補償します。

共通

(オプション)



従業員による不誠実行為に関するリスクを補償！

雇用関係にある従業員が在職中に職務上の地位を利用して行った窃盗・横領などの不誠実行為による財産上の損害を補償します。

共通

(オプション)



**従業員の疾病補償で福利厚生制度の
充実化をサポート！**

従業員が業務中に発病した疾病に加え、日常生活で発病した疾病も補償します。

傷害

(オプション)



**自然災害による休業だけでなく、新型コロナウイルスなどの
特定感染症も発生による休業も補償！**

新型コロナウイルス感染症の消毒費用等の感染症対策費用も対象となります。

休業

ご契約の流れ

- 1 下記の「ご申告事項」をご覧ください。
- 2 所定のURL・二次元コードから「見積り依頼フォーム」にご回答いただくか、もしくは取扱代理店までお電話でお問い合わせください。
期 限：9月15日(木)
- 3 取扱代理店より見積書・加入依頼書等を送付いたします。
- 4 加入依頼書にご記名・ご捺印のうえ、取扱代理店までご返送ください。
返送期限：9月22日(木)
- 5 保険料は一般財団法人医療関連サービス振興会までお振込みください。
振込期限：9月22日(木)

※加入依頼書と保険料入金が期日までに間に合わない場合、翌月(11月1日)からの中途加入扱いとなりますのでご注意ください。

ご申告事項

プラン・ユニット、契約方式を選択

プラン	選択可能なユニット	物損害 ユニット	工事物 ユニット	休業 ユニット	傷害 ユニット
マルチリスクプラン	4つのユニットより、 2つ以上を選択	○	○	○	○
傷害プラン		—	—	—	○

マルチリスクプラン



企業包括方式



事業所限定方式

■補償されたい範囲に応じてお選びください。

企業包括
方式

貴社のすべての事業をまとめて補償します。新規出店や在庫高などの変動があっても保険期間の末日まで自動的に補償しますのでご契約内容の変更手続きが不要です。

事業所限定
方式

事業所を指定してご契約いただきます。指定した事業所内で在庫高などの変動があっても保険期間の末日まで自動的に補償しますのでご契約内容の変更手続きが不要です。※傷害ユニットをお選びいただくことはできません。

※工事業務を行っている場合のみ、工事物ユニットをお選びいただけます。
※事業所限定方式の場合、傷害ユニットをお選びいただくことはできません。



保険金額・自己負担額(免責金額)の設定 支払限度額

■ユニットごとにお選びください。

保険金額・支払限度額	
物損害ユニット	● 1,000万円 ● 3,000万円 ● 5,000万円
休業ユニット	● 1億円 ● 2億円 ● 3億円 ● 5億円
工事物ユニット	● 1,000万円 ● 3,000万円 ● 5,000万円 ● 1億円 ● 2億円 ● 3億円 ● 5億円 ● 10億円 ● 20億円 ● 30億円 ※土木工事について生じた損害に対しては、1回の事故につき、1億円が限度となります。
傷害ユニット	貴社の災害補償規程などの内容に応じて設定いただきます。 災害補償規程などを定めていない場合は、貴社が災害補償を行いたいと考える金額で設定します。
自己負担額(免責金額)	
工事物ユニット	● 1万円 ● 5万円 ● 10万円



保険料算出の基礎のご申告

● 年間売上高(消費税込み)

※選択される補償、契約方式、お客様の業種によっては、他の情報をお伺いする場合があります。



設備・什器等や商品・製品等の補償

物損害ユニット

対象プラン

マルチリスクプラン

次の事故によって、貴社所有の設備・什器等^(注1)や商品・製品等^(注2)に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

火災、落雷、破裂・爆発

事務所で火災が発生し、什器が焼失した。



盗難

倉庫に泥棒が侵入し、商品が盗まれた。



風災・雹災・雪災

台風により倉庫が破損し、倉庫内の商品が吹き飛ばされた。



水災^(注3)

大雨による洪水で事務所が水浸しになり、設備がこわれた。



建物の外部からの物体の衝突、飛来など

お店に車が突っ込み
店舗内の設備がこわれた。



電氣的事故・機械的^(注3)事故

過電流で機械がこわれた。



給排水設備に生じた事故による水濡れなど

給水管が破損し、商品が水濡れした。



その他の不測かつ突発的な事故^(注3)

商品を搬入中に誤って
落とし、こわしてしまった。



騒擾、労働争議^(注3)など

労働争議で設備、
商品がこわれた。



業務用現金などの盗難

事務所の金庫に保管して
いた現金が盗まれた。
(1事故につき100万円限度)



保険の目的(保険の対象)

貴社所有の設備・什器等^(注1)や商品・製品等^(注2)が次の場所(状態)にある場合に保険の対象となります。

企業包括方式



すべての
建物内



野積み



輸送中



一時
持ち出し中

事業所限定方式

対象敷地内^(注4)



事業所^(注5)



野積み



輸送中



一時
持ち出し中



商品・製品等の
保管場所^(注6)

(注1)設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。(以下同じです。)

(注2)商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。(以下同じです。)

(注3)自己負担額(免責金額)1万円を差し引いてお支払いします。

(注4)指定した事業所が所在する敷地内をいいます。

(注5)指定した事業所(店舗、事務所、工場等)をいいます。

(注6)指定した商品・製品等の保管場所をいいます。

保険金のお支払内容

次の保険金をお支払いします。

① 損害保険金^(注7)

保険の目的(保険の対象)に損害が生じた場合、その再調達価額^(注8)を基準に算定した損害額を、1事故につき物損害ユニットの保険金額を限度にお支払いします。^(注9)修理可能な場合は、修理費または再調達価額のいずれか低い額をお支払いします。^(注10)

② 通貨等盗難損害保険金

対象施設内に収容中、輸送中または一時持ち出し中の状態にある業務用通貨または預貯金証書などの盗難による損害が生じた場合、1事故につき100万円を限度^(注12)にお支払いします。

③ 物損害事故付随費用保険金^(注13)



残存物取片づけ費用

残存物の取片づけに必要な取りこわしなどの費用



エコ対策費用

復旧にあたり環境に資する製品に買い換える場合などの追加費用



法令変更対応費用

建築基準法や、消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用



修理付帯費用

復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備・装置を再稼働するために必要な点検費用など



屋上緑化費用

保険の目的(保険の対象)と同時に貴社所有建物の屋上または外壁に損害が生じた場合に、環境対策の措置としてその建物を緑化するための費用

※保険の目的(保険の対象)の種類・場所によって補償対象となる事故の種類が異なります。詳しくは P.19、P.20、P.21、P.22

(注7) 水災による事故の場合は、1回の事故で休業ユニットの休業損失保険金および営業継続費用保険金(P.10ご参照)として支払う保険金と合算して5億円を超える場合であっても、お支払いする保険金は5億円が限度となります。

(注8) 損害が発生した地および時における保険の目的(保険の対象)と同一の質、用途、規模、型、能力、構造のものを再取得または再築するのに必要な金額をいいます。

(注9) 事故の内容によっては、自己負担額(免責金額)1万円を差し引いてお支払いします。

(注10) 保険の目的(保険の対象)が商品・製品等または貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、時価^(注11)が基準となります。

(注11) 損害が発生した地および時における保険の目的(保険の対象)の価額をいいます。

(注12) 限度額を1,000万円に引き上げることもできます。

(注13) 各費用を合計して、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。

オプション特約の概要

物損害ユニット

現金盗難損害補償特約



P.19 ■ 保険金の種類③通貨等盗難損害保険金の限度額を1事故100万円から1,000万円に引き上げる特約です。

地震危険補償特約



以下のア.からウ.までのいずれかの事由によって生じた損害に対して、損害保険金をお支払いする特約です。

ア. 地震、噴火による火災、破裂・爆発

イ. 地震、噴火によって生じた損壊、埋没等

ウ. 地震、噴火による津波、洪水その他の水災

※ 損害保険金をお支払いする場合、損害が生じた保険の目的(保険の対象)の残存物を取り片づけるために必要な費用に対して、損保ジャパンの承認を得て支出した残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。損害保険金および残存物取片づけ費用保険金は、1回の事故により発生した損害の額から自己負担額(特約の支払限度額の2%)を差し引いてお支払いします。(保険期間を通じて特約の支払限度額が限度となります。)

冷凍損害補償特約



対象事故により冷凍・冷蔵装置または設備に破壊・変調もしくは機能停止が生じた場合において、その破壊・変調もしくは機能停止に起因する温度変化によって保険の目的(保険の対象)である商品・製品等に生じた損害を、物損害ユニットの補償の対象に含める特約です。

情報メディア等損害補償特約



コンピュータウイルス、不正アクセスなどの事故により、記録媒体およびプログラム、データなどに生じた損害について、物損害ユニットの保険金額を限度に保険金をお支払いする特約です。ただし、物損害ユニットで損害保険金が支払われる場合は、その額を差し引いてお支払いします。(1事故につき、自己負担額(免責金額)8万円もしくは損害額の10%いずれか高い額が適用されます。)

屋外看板・自動販売機損害補償特約



対象事故により、対象建物外に設置された看板・自動販売機に生じた損害を、物損害ユニットの補償の対象に含める特約です。

臨時費用補償特約



損害保険金が支払われる場合に、臨時に生じる費用に対して、損害保険金の10%相当額をお支払いする特約です。(1事故につき、100万円が限度となります。)

工事物ユニット

工事に関する補償

対象プラン

マルチリスクプラン

次のような事故によって、貴社が施工する工事の目的物などに損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

火災、落雷、破裂・爆発

建設中の家が火災により全焼した。



設計の欠陥

設計ミスにより工事中の建物が倒壊した。
(設計・材質・製作上の欠陥を除去するための費用は対象外です。)



風災・雹災・雪災

暴風雨・雪災などにより建設中の建物が倒壊した。



破壊行為

工事現場の仮設事務所が、夜間こわされた。



水災

台風により河川が氾濫し、建設中の建物が床上浸水した。



破損

交通事故により陸上輸送中の工事用資材がこわれた。



盗難

仮設倉庫に置いていた工事用資材が盗まれた。



橋梁工事における河川の増水

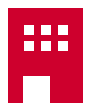
橋梁工事を行っている最中、河川で洪水が発生し、堤外地内に保管していた工事用材料が流された。



※地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害は対象外です。

保険の目的(保険の対象)

保険の目的は次の物にかぎります。



対象工事における工事の目的物



左記に付随する足場工、型枠工、土留工などの仮工事の目的物



工事用の電気配線、照明設備などの仮設物



仮設現場事務所、仮設倉庫などの工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器または備品



工事用材料



工事用仮設材
(仮工事の目的物の一部を構成する資材)

対象工事

企業包括方式



すべての工事

事業所限定方式



対象施設の業務として行うすべての工事

詳しくは P.23、P.24

保険金のお支払内容

次の保険金をお支払いします。

① 補償対象物の復旧費用^(注1)

補償対象物の復旧費用に対して、支払限度額を限度にお支払いします。残存物がある場合にはその価額を控除します。

② 損害防止費用^(注1)

損害の発生および拡大防止のために必要または有益である費用をお支払いします。

③ 残存物取片づけ費用保険金

損害が生じた補償対象物の解体、取りこわしなどの費用を、損害保険金^(注2)の10%相当額を限度にお支払いします。

④ 補償対象物以外の物の復旧費用^(注1)

損害が生じた補償対象物の復旧のために、それ以外の物の取りこわしを必要とする場合、それを取りこわし直前の状態に復旧するための費用を300万円を限度にお支払いします。

⑤ 特別費用^(注1)

事故発生時に必要となる突貫復旧工事費(夜間・休日割増賃金など)を、補償対象物の復旧費用の額の20%または100万円のいずれか低い額を限度にお支払いします。

⑥ 臨時費用保険金

損害保険金^(注2)をお支払いする事故の際、事故によって補償対象物に損害が生じたために臨時に生じる費用に対して、お支払いする損害保険金^(注2)の20%相当額を500万円を限度にお支払いします。

詳しくは P.23、P.24

(注1)1回の事故につき、①・②・④・⑤の費用を合算した額から、自己負担額(免責金額)^(注3)を控除した額を支払限度額を限度にお支払いします。

(注2)損害保険金とは、①補償対象物の復旧費用、②損害防止費用、④補償対象物以外の物の復旧費用、⑤特別費用を合算した額から、自己負担額(免責金額)^(注3)を控除した額です。

(注3)1万円、5万円、10万円からお選びいただくことができます。

オプション特約の概要

工事物ユニット

メンテナンス期間に関する特約 (エクステンデッド・メンテナンス)



工事の請負契約上、工事の目的物の引き渡し後のメンテナンス期間中に、貴社が負うべき保証責任のうち、不測かつ突発的な①引渡後の修補作業の拙劣または過失による事故、および②工事期間中に、工事現場において発生した施工または組立作業の欠陥による事故によって「引渡しの完了した保険の目的」に生じた損害を補償する特約です。^(注4)(1事故につき、自己負担額(免責金額)50万円もしくは損害額の20%いずれか高い額が適用されます。)

工事中仮設備・工事中機械器具補償特約



事故により工事中の仮設備や建設用工作車^(注5)などに損害が生じた場合、P.23 ■保険金の種類①から⑥までの保険金をお支払いする特約です。なお、「①補償対象物の復旧費用」については、損害が生じた補償対象物の時価により定めます。(保険期間を通じて500万円が限度となります。)

(注4)1回の事故について、対象工事ごとの請負金額もしくは工事物ユニットの支払限度額のうちいずれか低い額を限度にお支払いします。ただし、土木工事に起因して生じた損害に対しては、1億円が限度となります。

(注5)道路運送車両法に規定する登録、車両番号の指定または市町村長もしくは都知事交付の標識(臨時運行許可証および臨時運転番号標を除きます。)を受けているものは対象となりません。

CLOSED 休業ユニット

対象プラン

マルチリスクプラン

次のような事故によって、対象物件に損害が生じた結果、貴社の営業が休止または阻害されたために生じた損失などに対して保険金をお支払いします。

火災、落雷、破裂・爆発

事務所で火災が発生し、
什器が焼失した。



風災・雹災・雪災

台風により倉庫が破損し、
倉庫内の商品が吹き飛ばされた。



建物の外部からの 物体の衝突、飛来など

お店に車が突っ込みこわされた。



給排水設備に生じた 事故による水濡れなど

給水管が破損し、商品が水濡れした。



盗難

倉庫に泥棒が侵入し、商品が
盗まれた。



水災

大雨による洪水で事務所が
水浸しになり、設備がこわれた。



電氣的事故・ 機械的故障 その他の不測かつ 突発的な事故

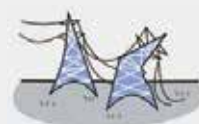
過電流で機械がこわれた。



次の事由が発生した結果生じた休業損失等も補償します!

電気・ガス・ 水道等の 供給の中断

事故により電気の供給が
中断し、営業を一部休止した。



新型コロナウイルスなどの 特定感染症^(注3)


店舗内で新型コロナウイルスの
感染者が発生し、
消毒などの措置のため
営業を休止した。



対象物件

次の財物が対象物件となります。

企業包括方式

- 1  貴社所有のすべての設備・什器等や商品・製品等
- 2  貴社が所有または占有する業務用の建物
- 3  対象敷地内^(注1)にある貴社が占有する①以外の財物
- 4  対象敷地内^(注1)に隣接するアーケードまたはアーケードに面する建物など
- 5  対象敷地内^(注1)へ通じる袋小路およびそれに面する建物など
- 6  供給者などが日本国内で占有する財物(ワイドプランのみ)

事業所限定方式

- 1  指定した事業所の貴社所有の設備・什器等や商品・製品等
- 2  指定した事業所の貴社が所有または占有する業務用の建物
- 3  対象敷地内^(注2)にある貴社が占有する①以外の財物
- 4  対象敷地内^(注2)に隣接するアーケードまたはアーケードに面する建物など
- 5  対象敷地内^(注2)へ通じる袋小路およびそれに面する建物など
- 6  事業所に製品を供給する者などが日本国内で占有する財物(ワイドプランのみ)

(注1) 貴社の事業所が所在するすべての敷地内をいいます。

(注2) 指定した事業所が所在する敷地内をいいます。

保険金のお支払内容

次の保険金をお支払いします。



① 休業損失保険金^(注4)

てん補期間内の喪失利益(収益減少額×利益率)と収益減少防止費用の合計額からてん補期間内に支払いを免れた費用を差し引いた額に対して、1事故につき休業ユニットの保険金額を限度にお支払いします。
※事故の種類により、事故発生当日分の休業損失はお支払いの対象となりません。詳しくはP.25、P.26、P.27をご覧ください。



② 営業継続費用保険金^(注4)

営業を継続するために必要な仮店舗の賃借料などの追加費用に対して、1回の事故につき500万円を限度にお支払いします。

特定感染症^(注3)の

③ 休業損失保険金

指定感染症^(注5)の

④ 感染症対策費用保険金

⑤ 休業損失保険金

詳しくはP.25をご覧ください。

※対象物件の種類・場所によって補償対象となる事故の種類が異なります。詳しくは P.25、P.26、P.27、P.28

(注3)次に掲げる感染症をいいます。①エボラ出血熱、②クリミア・コンゴ出血熱、③痘そう、④南米出血熱、⑤ペスト、⑥マールブルク病、⑦ラッサ熱、⑧急性灰白髄炎、⑨結核、⑩ジフテリア、⑪重症急性呼吸器症候群(SARS)、⑫中東呼吸器症候群(MERS)、⑬鳥インフルエンザ(H5N1型およびH7N9型のみ)、⑭コレラ、⑮細菌性赤痢、⑯腸管出血性大腸菌感染症、⑰腸チフス、⑱パラチフス、⑲新型コロナウイルス感染症(COVID-19)

(注4)水災による事故の場合は、1回の事故で物損害ユニットの損害保険金(P.35ご参照)として支払う保険金と合算して5億円を超える場合であっても、お支払いする保険金は5億円が限度となります。

(注5)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める指定感染症をいいます。ただし、特定感染症に該当するものを除きます。

オプション特約の概要

休業ユニット

ネットワーク中断による 休業損失等補償特約



以下のア. からエ. までのいずれかの事由に起因して、ネットワークを構成するIT機器等が機能停止することによって生じた貴社の休業損失、営業継続費用について、保険金をお支払いする特約です。(営業障害事故^(注6)が連続して3時間を超えて継続した場合のみ、保険金をお支払いします。1事故につき、休業ユニットの保険金額が限度となります。)

ア. サイバーインシデント^(注7)

イ. 情報の漏えいまたはそのおそれ

ウ. メディア不当行為^(注8)

エ. ア. からウ. 以外のITユーザー業務またはITサービス業務の遂行に当たり生じた偶然な事由

(注6)貴社のコンピュータシステムの機能の全部または一部が停止することにより、営業の遂行の全部または一部が休止または阻害されることをいいます。

(注7)次の行為が実施されることをいいます。①貴社のコンピュータシステム上の電子データまたはソフトウェアの盗難、改ざんまたは破壊②貴社のコンピュータシステムに対する不正なアクセスおよび使用等、DoS攻撃またはそのアクセスの制限もしくは禁止③第三者のコンピュータシステムに対するDoS攻撃への貴社のコンピュータシステムの参加④貴社のコンピュータシステムへの、または貴社のコンピュータシステムから第三者のコンピュータシステムへの悪意のあるコードの送信⑤その他①から④に類似する行為

(注8)業務の遂行においてメディアコンテンツを公表、表示または提供した結果生じた次の事由をいいます。①名誉き損②プライバシーの侵害③氏名権の侵害④肖像権の侵害⑤パブリシティ権の侵害⑥広告および宣伝内容の誤り⑦情報、アイデア等の盗用⑧著作権の侵害



傷害ユニット

対象プラン

マルチリスクプラン
(企業包括方式のみ)

傷害プラン

次のような事故により補償の対象となる方(補償対象者)がケガなどを被った場合に、貴社が災害補償規程などに基づいて支出する補償金や臨時に発生する費用に対して、政府労災の認定を待つことなく保険金をお支払いします。(政府労災の認定は、保険金のお支払条件ではありません。)

死亡補償保険金

通勤中に交通事故にあい、亡くなられた。



手術補償保険金

業務中にケガをし手術を受けた。



後遺障害補償保険金

業務中に荷物が落下してケガをし後遺障害が生じた。



通院補償保険金

通勤中に転倒し通院した。



入院補償保険金

炎天下の作業中、熱中症にかかり入院した。



臨時費用保険金

業務中の災害で亡くなられた際に支給した葬儀費用。病気で亡くなられた際のお香典など。(10万円限度)



業務外のケガも補償の対象とすることができます!

プライベートで旅行中に転倒してケガをした。



補償対象者

P.30の契約方式をご確認ください。

保険金支払方法

被保険者(事業者)が定めている災害補償規程などに基づいて補償対象者(従業員など)またはそのご遺族に支払う補償金に対しての補償として、保険金を被保険者(事業者)にお支払いします。(注1)

損保ジャパン



事業者
(被保険者)

被保険者 = 事業者
補償対象者 = 役員・事業主ご本人、従業員など

(注1)災害補償規程がないお客さまの場合には、補償対象者またはそのご遺族に保険金をお支払いします。

保険金のお支払内容

次の保険金をお支払いします。

① 死亡補償保険金

業務中にケガなど(注4)をされた日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合にお支払いします。

② 後遺障害補償保険金

業務中にケガなど(注4)をされた日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合にお支払いします。

③ 入院補償保険金

業務中にケガなど(注4)をされた日からその日を含めて180日以内の入院に対してお支払いします。

④ 手術補償保険金

業務中にケガなど(注4)をされた日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられた場合にお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。

⑤ 通院補償保険金

業務中にケガなど(注4)をされた日からその日を含めて180日以内の通院に対して、90日を限度にお支払いします。

⑥ 臨時費用保険金

ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に亡くなられたり、後遺障害が生じた場合に、貴社が臨時に負担された費用に対してお支払いします。

※ ③～⑥の補償はご契約時に選択いただけます。詳しくは P.29

工事業のお客さまは、経営事項審査の加点評価基準を充足することが可能です。

■ 傷害ユニットをセットすると、次の加点のための条件を満たすことが可能です。(2021年3月現在)

- すべての工事を対象としていること
- 貴社の全従業員および全下請負人の全従業員を補償の対象としていること
- 死亡および後遺障害の第1級から第7級を補償していること
- 通勤時の災害も補償していること

(注2) マルチリスクプラン **企業包括方式** もしくは傷害プラン **売上高方式** にのみセット可能です。

(注3) 1回の事故に基づくケガなどについて、お支払いは1回にかぎります。

(注4) 業務外のケガも対象とすることができます。

傷害ユニット

使用者賠償責任 補償特約



補償対象者^(注1)が、業務中の偶然な事故によるケガなどを被ったことについて、貴社およびその役員が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です(1事故につき、特約の保険金額限度)。ただし、損害賠償金については次のア.からウ.までの金額の合計額を超過する場合にかぎり、その超過額についてお支払いします。

ア. 政府労災により給付される金額
イ. 自賠責保険などにより支払われるべき金額
ウ. 災害補償規程などに基づき従業員、遺族に支払うべき金額

※ 「死亡のみ補償特約」をセットした場合、補償の対象は死亡の場合にかぎりします。

雇用慣行賠償責任 補償特約



以下のア. からキ. までのいずれかの事由に起因して、貴社または役員、従業員が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。(保険期間を通じて特約の保険金額が限度となります。1請求につき、自己負担額(免責金額)10万円が適用されます。)

ア. 雇用上の差別
イ. 不当解雇
ウ. セクシャルハラスメント^(注2)
エ. マタニティーハラスメント^(注2)
オ. パワーハラスメント^(注2)
カ. ケアハラスメント^(注2)
キ. モラルハラスメント^(注2)

脳・心疾患等 補償特約



政府労災の給付が決定された「脳血管疾患」、「虚血性心疾患等」、「精神障害」または「精神障害の結果としての自殺」についても補償する特約です。

※ 補償対象者のうち、政府労災に加入している方(特別加入を含みます。)が補償の対象となります。

※ P.29の⑥臨時費用保険金は補償の対象外です。

天災危険補償特約



地震、噴火またはこれらによる津波に起因して生じたケガなどによる損害を補償する特約です。(保険期間を通じて、被保険者ごとに10億円が限度となります。)

入院一時金 補償保険金支払特約



業務中のケガなど^(注3)により入院され、次のア.およびイ.に掲げる条件をすべて満たす場合に、入院一時金の保険金額を限度にお支払いする特約です。

ア. 入院補償保険金が支払われること
イ. 実際に入院した日数が基準日数を超えていること

退院療養一時金 補償保険金支払特約



業務中のケガなど^(注3)により入院され、次のア.およびイ.に掲げる条件をすべて満たす場合に、退院療養一時金の保険金額を限度にお支払いする特約です。

ア. 入院補償保険金が支払われること
イ. 実際に入院した日数が基準日数を超え、かつ生存している状態で退院していること

(注1) 貴社の役員・個人事業主を除きます。

(注2) 具体的な行動や発言を行った被保険者個人に損害賠償請求がなされた場合は、お支払いの対象となりません。

(注3) 業務外のケガも対象とすることができます。

休業補償保険金 支払特約



業務中のケガなどにより、事故発生日からその日を含めて180日以内に就業不能になった場合、免責日数(3日)を超えた就業期間に対して、1日につき休業保険金日額を限度にお支払いする特約です。

入通院臨時費用 補償特約



業務中のケガなどにより、治療を要した場合で、事故の発生日からその日を含めて180日以内に入院または通院された場合に、負担された費用等^(※)を補償する特約です。

(※)以下の費用をお支払いの対象とします。

- ① 公的医療保険制度に規定する一部負担金およびその他補償対象者が治療のために病院、診療所に支払った費用
- ② 医師の指示により購入した治療に関わる薬剤、治療材料、医療器具の費用またはその他の医師が必要と認めた費用
- ③ 入院時の療養の給付と併せて受けた食事療養費および生活療養費のうち食事の提供に要する費用 など

共同企業体(甲型JV)の 取扱いに関する特約



貴社が共同施工方式の共同企業体の構成員である場合、その企業体が行う工事に関わる業務に起因するケガなどを補償する特約です。

※ 補償対象者は、貴社の正規従業員・臨時雇従業員、役員・個人事業主(補償対象とする場合)となります。

保険金支払に 関する特約



保険金を補償対象者またはその遺族にお支払いする特約です。貴社において災害補償規程などを制定していない場合にセットする特約です。

長期障害所得 補償特約



日本国内または国外において身体障害(ケガおよび疾病)を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害^(注1)が開始した場合、特約の免責期間(30日・60日・90日のいずれか)を超えた就業障害期間に対して、特約のてん補期間^(注2)(1年間・2年間のいずれか)を限度に、就業障害期間1か月について長期障害所得補償保険金をお支払いする特約です。

詳しくは P.13

疾病入院医療費用 補償特約



日本国内または国外において疾病を被り、その直接の結果として日本国内において保険期間中に入院を開始した場合または先進医療等^(注3)を受けた場合に、費用を負担したことによって被る損害を補償します。

詳しくは P.13

疾病入院医療 保険金支払特約



日本国内または国外において疾病を被り、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合に、特約の疾病入院医療保険金日額を入院した日数分お支払いする特約です。(1回の入院につき特約の疾病入院医療保険金支払限度日数が限度となります。)

詳しくは P.13

(注1) 被保険者が身体障害(ケガおよび疾病)を被り、次のいずれかの事由により身体障害(ケガおよび疾病)を被った時に就いていた記名被保険者の業務に全く従事できない状態をいいます。①その身体障害(ケガおよび疾病)の治療のため、入院していること。②①以外で、その身体障害(ケガおよび疾病)に対して、医師の治療を受けていること。

(注2) 特約の免責期間終了日の翌日から起算して保険証券記載のてん補期間内における被保険者の就業障害の日数をいいます。

(注3) 患者申出療養を含みます。

※ その他、入院日数を延長したり、後遺障害補償保険金の支払割合を所定の割合に修正するオプション特約などもご用意しております。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

疾病に関する補償

疾病補償3つの特長

①健康状態の告知は不要で、役員・従業員の方を幅広く補償します！

※役員や従業員の一部の方のみを補償の対象とすることはできません。



②病気になる入院の健康保険自己負担分、先進医療費用、入院時の交通費や差額ベッド代などを補償します！

(疾病入院医療費用補償特約)

■疾病入院医療費用補償特約で補償の対象となる主な費用

入院にかかる費用(総額)		
公的医療保険制度の対象		公的医療保険制度の対象外
7割 健康保険からの給付	3割 自己負担	100%自己負担 ・入院時の親族付添費 ・差額ベッド代 ・先進医療費用 ・交通費 など
← 補償範囲 →		

疾病入院医療費用補償特約の補償範囲

■入院時の治療費

入院による医療費の3割自己負担分をお支払いします。



■食事療養費

入院時の食事療養費の自己負担分をお支払いします。



■ベッドまたは病室使用料

差額ベッド代を入院日数×ベッド等使用料保険金日額を限度にお支払いします。



■先進医療および患者申出療養の費用^(注1)

入院をせず通院のみの場合も補償の対象となります。



■交通費

入退院や転院時の交通費をお支払いします。



■諸雑費

入院1日につき1,100円をお支払いします。



■親族付添費^(注2)

1日につき4,200円および付添の交通費等をお支払いします。



■ホームヘルパー等の雇入費用

医師が付添を必要と認めた期間または家事従事者である被保険者が入院している期間におけるホームヘルパー、ベビーシッター等の雇入費用をお支払いします。



など

③ケガや病気で働けなくなってしまった場合の所得を補償します！

(長期障害所得補償特約)

■補償の対象となる方(被保険者)

	疾病入院医療費用補償特約	疾病入院医療保険金支払特約	長期障害所得補償特約
個人事業主	◎	◎	◎ ^(注3)
貴社の役員	常勤 ^(注4)	◎	◎ ^(注3)
	非常勤	×	×
貴社の正規従業員	◎	◎	◎ ^(注3)
貴社の臨時雇従業員	常勤 ^(注4)	◎	◎ ^(注3)
	非常勤	×	×
貴社の下請負人およびその構成員	×	×	×
貴社の備車運転者、委託業者等	×	×	×

*非常勤の役員、非常勤の臨時雇従業員、下請負人およびその構成員、備車運転者、委託業者等は傷害ユニットの補償の対象に含まれる場合でも、上記の特約においては補償の対象外です。

◎:補償の対象となります。 ×:補償の対象となりません。

■ 保険金額・免責期間・てん補期間・支払限度日数

保険金額は以下より選択します。

長期障害所得補償特約	就業障害期間1か月あたり	5万円・10万円・15万円
疾病入院医療費用補償特約	入院1回あたりの保険金額 ^(注5)	50万円・100万円・200万円
	先進医療等1回あたりの保険金額 ^(注5)	50万円・100万円・200万円・300万円
	入院1日あたりのベッド等使用料保険金日額 ^{(注5)(注6)}	10,000円・20,000円・30,000円・40,000円
疾病入院医療保険金支払特約	入院1日あたりの保険金日額	20,000円以下で設定します。

免責期間は以下より選択します。

長期障害所得補償特約	30日・60日・90日
------------	-------------

てん補期間は以下より選択します。

長期障害所得補償特約	1年間・2年間
------------	---------

支払限度日数は以下より選択します。

疾病入院医療保険金支払特約	40日・60日・90日・120日・180日
---------------	-----------------------

(注1) 「先進医療」とは、厚生労働大臣が認めた高度な医療技術の治療や手術をいい、先進医療を受けられる医療機関は厚生労働大臣が認める医療機関に限られます。詳細については、厚生労働省のホームページにて、ご確認ください。

「患者申出療養」とは、厚生労働省告示に基づき定められている患者申出療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして主務大臣に個別に認められたものにかぎります。

(注2) 重篤な症状など所定の状態になった場合で、医師が付添を必要と認めた期間において、親族が被保険者の付添をした費用にかぎります。

(注3) 保険期間の開始日時時点で満15歳以上、満74歳以下である方にかぎります。

(注4) 常勤とは、ケガまたは病気を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。被保険者に該当した時からケガまたは病気を被った時までの期間が6か月に満たない場合は、その期間の平均労働日数、平均労働時間とします。

(注5) 選択した保険金額および保険金日額を限度に保険金をお支払いします。

(注6) ご契約時に選択いただいた入院1回あたりの保険金額(50万円・100万円・200万円)の内枠でお支払いします。

■ 保険金のお支払いについて

長期障害所得補償特約、疾病入院医療費用補償特約、疾病入院医療保険金支払特約の保険金は、被保険者となる個人事業主・役員、従業員ご本人に直接お支払いします。

■ 疾病に関する補償のご契約にあたっての注意

- 業務を原因とする疾病(細菌性・ウイルス性食中毒を含みます。)については、傷害ユニットと疾病に関する特約の両方から保険金がお支払いされる場合があります。
- 疾病入院医療費用補償特約、疾病入院医療保険金支払特約の事故発生時のご対応はお客さま対応品質の観点から損保ジャパンの医療保険専用の窓口にて行います。
- お客さまの売上高規模や業種によってはお引き受けができない場合があります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■ 保険期間と保険金を支払う場合の関係

< 長期障害所得補償特約 >

就業障害の原因となった身体障害を被った時が保険期間の開始日またはこの契約の被保険者となった時より前である場合は、保険金のお支払いの対象になりません。^(注1)



< 疾病入院医療費用補償特約・疾病入院医療保険金支払特約 >

保険期間の開始日またはこの契約の被保険者となった時より前に発病していた疾病の治療を目的とする入院または先進医療等は、保険金のお支払いの対象になりません。^(注2)



疾病に関する補償

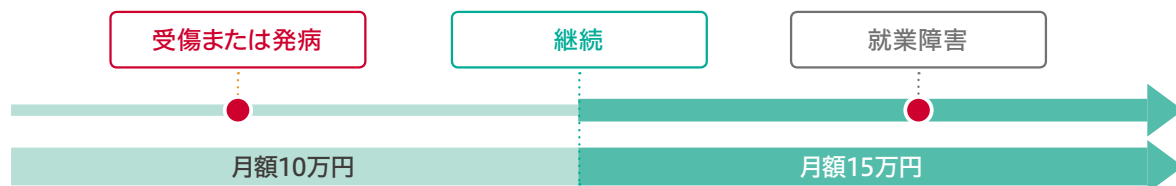
■ ご継続時における補償内容の変更について

< 長期障害所得補償特約 >

ご継続時における補償の切替について

ご注意 ご契約の継続時に補償内容を変更された場合で、継続前に被ったケガまたは病気により継続後に就業障害となったときは、継続前(ケガまたは病気を被った時)・継続後(就業障害となった時)それぞれにおけるご契約内容で保険金を算出し、いずれか低い額をお支払いします。

例 ご継続時に、月額10万円を月額15万円に増額した場合



お支払いする保険金額は、月額10万円となります。

(注1) ただし初年度契約の保険期間の開始日^(注3)またはご契約の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時から起算して1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金を支払います。

(注2) ただし初年度契約の保険期間の開始日^(注3)またはご契約の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時から起算して1年を経過した後に開始した入院または先進医療等については、保険金を支払います。

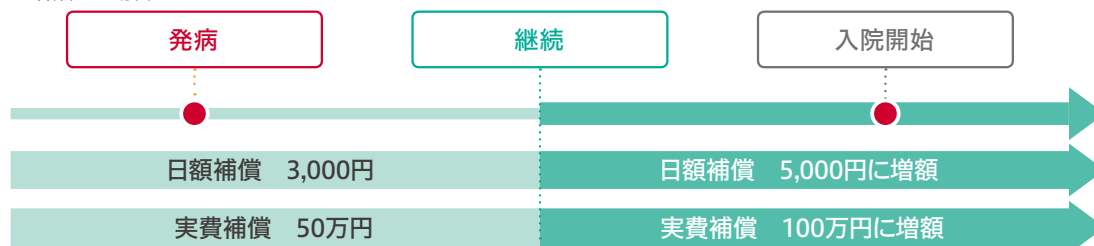
(注3) 継続契約の場合は継続前の最初のご契約の保険期間の開始日とします。保険期間の途中で被保険者となった方(例:中途入社の方)については、被保険者となった日をいいます。

< 疾病入院医療費用補償特約・疾病入院医療保険金支払特約 >

ご継続時における病気入院の補償の切替について

ご注意 ご契約の継続時に補償内容を変更された場合で、継続前に発病した病気により継続後に入院されたときは、継続前(発病時)・継続後(入院時)それぞれにおけるご契約内容で保険金を算出し、各給付項目ごとに低い額をお支払いします。

例 ご継続時に、疾病入院医療保険金(日額補償)3,000円を5,000円に増額し、疾病入院医療費用保険金(実費補償)50万円を100万円に増額した場合



保険金のお支払いについて

日額補償:1日につき3,000円のお支払いとなります。

実費補償:1回の入院につき50万円が限度となります。

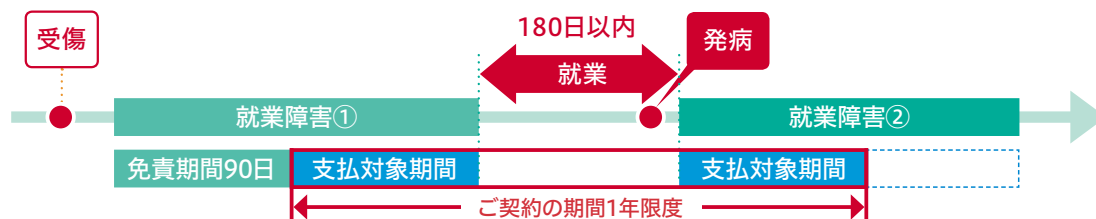
■ 再び入院または就業障害となった場合について

< 長期障害所得補償特約 >

再び就業障害になった場合について

ご注意 免責期間を超える就業障害が終了した日を含めて180日以内に再び就業障害になった場合は、原因が同一のケガまたは病気であるかを問わず同一の就業障害とみなします。

例 免責期間90日、ご契約の期間(お支払いの対象となる期間)1年の場合



就業障害①と就業障害②の原因が異なる場合でも、就業障害①終了日を含めて180日以内に就業障害②になった場合は、同一の就業障害とみなします。

< 疾病入院医療費用補償特約・疾病入院医療保険金支払特約 >

退院して数か月後に再発した場合のお支払いについて

入院が終了した日から180日を経過した日の翌日以降に、再びその病気の入院治療が必要となった場合には、前の入院とは異なる入院とみなし保険金をお支払いします。

例 疾病入院医療費用保険金(実費補償)100万円ご契約の場合



※ご契約を更新し、保険期間をまたいだ場合も同様の扱いとなります。

※疾病入院医療保険金(日額補償)、疾病入院療養一時金(一時金)も同様にお支払いします。

ユニット共通

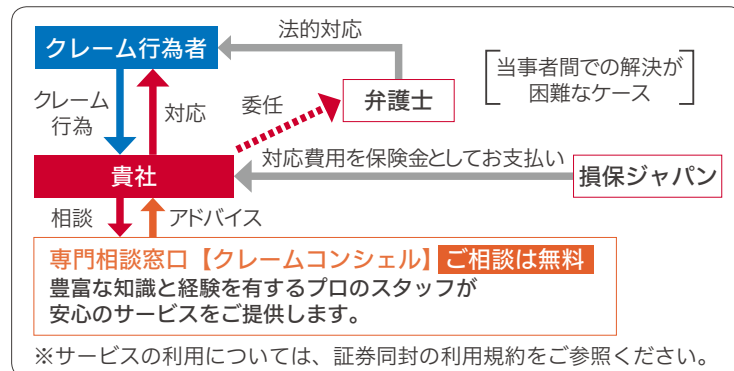
クレーム等対応費用補償特約

(企業包括方式のみ)



業務に関連するクレーム行為^(注1)および使用人の信用毀損等の行為によって、貴社が事故を解決するためにクレームコンシェル^(注2)の承認を得て負担する弁護士費用をお支払いする特約です。ただし、当社が認めた弁護士費用にかぎります。(1事故につき70万円、保険期間を通じて140万円が限度となります。)

※クレームコンシェルによるクレーム解決サポートサービスも提供します。



従業員による不誠実行為補償特約

(企業包括方式のみ)



貴社の業務に従事中の使用人が、自己の職務上の地位を利用して「窃盗・強盗・詐欺・横領または背任行為」を行ったことによって日本国内で発生した事故により、貴社が所有する「業務用の設備・什器^{じゅう}等および商品・製品等」または「業務用の通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手その他これらに類する財物」に生じた損害を補償する特約です。(保険期間を通じて100万円が限度となります。1事故につき、自己負担額(免責金額)10万円が適用されます。)

(注1) 暴行、脅迫、強要、威力、セクシャルハラスメント、不退去、偽計、風説の流布およびこれらに類似の行為をいいます。

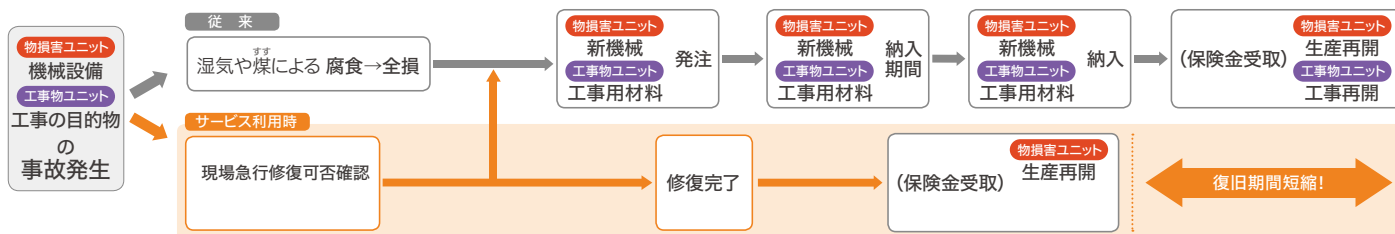
(注2) 当社が指定する、クレーム行為を解決するための窓口をいいます。

被災設備修復サービス

被災した企業にとって、早期に事業を再開することは大きな課題となります。物損害ユニット・工事物ユニットにはお客様の事業の早期復旧を支援する被災設備修復サービスがセットされています。

※ 本サービスは損保ジャパンが委託するリカバリープロ社が提供します。

サービス概要



さらにご登録いただいたお客さまには、

情報提供サービス「RecoveryPRO CONNECTED」**登録無料**をご利用いただけます!

情報提供サービス「RecoveryPRO CONNECTED」に登録することで災害復旧に関する知識向上や貴社の被災設備修復サービスの利用漏れ防止を実現します。

サービス概要

■ 災害復旧情報の発信

被災設備修復サービスを提供するリカバリープロ株式会社が復旧事例や一般的に知られていない復旧技術等の役立つ情報をご登録いただいたメールアドレスに2か月に1回程度、無料で配信します。

※情報を配信するメールアドレスは、connected@recoverypro.jpとなります。

情報提供サービス「RecoveryPRO CONNECTED」の詳細は専用のチラシをご確認いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■ RecoveryPRO CONNECTED専用アプリの提供

ご登録いただいたお客さまに限定して災害復旧のための専用電話に発信する機能等を搭載したRecoveryPRO CONNECTED専用アプリをご提供いたします。発信機能の他に被災設備修復サービスの内容や過去の事例などの有効な情報も無料でご覧いただけます。

緊急時サポート総合サービス

オプション補償である雇用慣行賠償責任補償特約をセットいただくと、事故が発生した場合に必要な各種対応を支援する「緊急時サポート総合サービス」をご利用いただけます。

サービス概要

緊急時広報支援	<input type="checkbox"/> 記者会見実施支援 <input type="checkbox"/> 新聞社告支援 など	ブラップコンサルティング(株) 年間200社以上の危機管理広報に携わる、「メディア側の論理」と「企業がマスコミ対応をする視点」の両方を兼ね備えたコンサルティング会社 SOMPOLリスクマネジメント(株) 企業のリスクマネジメント活動を支援するSOMPOグループのリスクコンサルティング会社
	<input type="checkbox"/> SNS炎上対応支援 <input type="checkbox"/> WEBモニタリング、緊急通知支援 など	(株)エルテス 風評被害対策のパイオニアであり、政府系ファンド等からの出資もあり、メディアにも多数紹介されている企業
エデュケーション機能	<input type="checkbox"/> ハラスメント事故発生後の研修などサポート	SOMPOLリスクマネジメント(株) 企業のリスクマネジメント活動を支援するSOMPOグループのリスクコンサルティング会社
コーディネーション	<input type="checkbox"/> 各種サポートの調整 など	SOMPOLリスクマネジメント(株) 企業のリスクマネジメント活動を支援するSOMPOグループのリスクコンサルティング会社

サービス提供者は2021年9月現在の内容です。サービスの内容は予告なしに変更となる場合があります。



こころとからだホットライン

傷害ユニットご加入企業さまは
無料でご利用いただけます!

「こころとからだホットライン」は、傷害ユニットにご加入される場合にかぎり、ご利用いただけます。企業の役職員の皆さまの心と身体の健康に関するご相談をはじめ日常の色々な悩みなどを、無料で電話相談いただけるサービスです。また、人事労務部門ご担当者さまの相談窓口としてもご利用いただくことが可能です。貴社のメンタルヘルス対策や健康増進の福利厚生制度としてぜひご活用ください。

※1 本サービスは損保ジャパンの提携業者が提供します。

※2 お電話でのご相談の際には、お名前、企業名、証券番号をお聞きすることがございますので、ご了承ください。

主なメディカル&生活関連サポートサービス(24時間・365日)

健康・医療相談

健康や医療全般に関する悩みや相談にお答えします。

健康チェックサポート

〈人間ドック紹介〉

人間ドックの活用・相談ならびに予約・紹介を行います。

〈郵便検診〉

忙しくてなかなか検診が受けられない方などのために、自宅で可能な「郵便検診」をご紹介します。

〈検診結果相談〉

検診結果に関する悩みや相談にお答えします。

予約制専門医相談

「健康・医療相談サービス」でお答えしたうえで、より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話で相談(予約制)いただくことが可能です。

医療機関情報提供

〈緊急時の医療機関情報の提供〉

夜間休日の救急医療機関や、出張先・旅先での最寄りの医療機関の情報を提供します。

〈専門医療機関情報の提供〉

地域の専門医療機関情報をご提供します。

公的給付相談(予約制)

社会保険労務士が公的給付に関わる相談にお答えします。

法律・税金相談(予約制)

弁護士が法律に関して、また、税理士が税金に関わる相談にお答えします。

主なメンタルヘルスサービス

メンタルヘルス 対面カウンセリング

全国約150か所のカウンセリング拠点にて、対面でのカウンセリングを行います。(予約制)

- 1名につき年間5回まで、1回は約50分まで
- 予約受付
平日9:00～22:00 土曜10:00～20:00
※日祝・年末年始(12/29 -1/4)を除きます。

メンタルヘルス 電話カウンセリング

臨床心理士等のカウンセラーがメンタルヘルスに関わる相談に電話で対応します。

- 利用時間
平日9:00～22:00 土曜10:00～20:00
※日祝・年末年始(12/29 -1/4)を除きます。
- 回数制限なし

メンタルITサポート (Webストレスチェック)

ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。

人事労務ご担当者さま向けサービス(平日9:00～17:00)

マネジメントサポート

産業保健の経験を有する保健師・看護師等がメンタルヘルスに関わる人事マネジメント全般に関わる質問にお答えします。

リハビリテーションサポート

産業保健の経験を有する保健師・看護師等が職場復帰のためのリハビリ全般に関わる相談にお答えします。

職場復帰サポート

産業保健の経験を有する保健師・看護師等が職場復帰のための職場環境等の体制整備全般に関わる質問にお答えします。

ストレスチェックサポートサービス

メンタルヘルス対策の充実・強化等を目的として、従業員数50名以上のすべての事業場にストレスチェックの実施を義務付ける「労働安全衛生法の一部を改正する法律(通称:ストレスチェック義務化法案)」が2015年12月に施行されました。使用者賠償責任補償特約をセットされる場合にかぎり、無料でストレスチェックサポートサービスをご利用いただけます。

サービス概要

- 厚生労働省推奨の「職業性ストレス簡易調査票」によるストレスチェックシステムです。
- 本サービスは、ご契約企業のご担当者(実施者を含みます。)がストレスチェックシステムを操作することによりご利用いただくサービスです。
- 個人結果を部署ごとに集計し、組織全体のストレス構造を分析することができます。

サービスの対象	WEBによるストレスチェック	検査の結果	従業員ごとのストレスプロフィールの表示
検査基準の設定	高ストレス者の基準の設定 ^(注)		従業員への相談窓口の表示
検査の内容	「職業性ストレス簡易調査票(57項目)」の使用		事業者への集団的分析結果の提供 ^(注)
未受検者対応	ストレスチェック未実施従業員へのリマインドメール ^(注)	サービス終了後	実施者へのストレスチェック結果の提供 ^(注)
			労働基準監督署への届出に必要な情報の提供

(注) 企業のご担当者(実施者を含みます。)のシステム操作が必要となります。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

■ 保険契約者	一般財団法人医療関連サービス振興会
■ 加入対象者	医療関連サービスマーク認定事業者
■ 被保険者	医療関連サービスマーク認定事業者
■ 保険期間	2022年10月1日午後4時
■ 申込締切日	2022年9月22日
■ お手続き方法	P.3をご確認ください

お支払いについて

物損害ユニット

お支払いする保険金の内容

■ 保険金の種類

① 損害保険金	契約方式・補償プランに応じ、日本国内で発生した次表補償内容の「◎・○」印がある偶然な事故により保険の目的(保険の対象)に損害 ^(注1) が生じた場合に、再調達価額 ^(注2) を基準としてお支払いします。修理可能な場合は、修理費または再調達価額のいずれか低い額をお支払いします。 ^(注3) (お支払いする損害保険金の額は、1事故につきご契約時に設定した物損害ユニットの保険金額が限度となります。)												
② 物損害事故付随費用保険金	損害保険金をお支払いする事故に直接起因する次の費用の合計額を、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。 <table border="1"><thead><tr><th>費用保険金</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>残存物取片づけ費用</td><td>残存物の取片づけに必要な取りこわし費用など</td></tr><tr><td>修理付帯費用</td><td>復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備・装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業勤務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など</td></tr><tr><td>法令変更対応費用</td><td>建築基準法や消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用</td></tr><tr><td>エコ対策費用</td><td>復旧にあたり環境に資する製品^(注5)に買い換える場合などの追加費用</td></tr><tr><td>屋上緑化費用</td><td>保険の目的(保険の対象)と同時に貴社所有建物の屋上または外壁に損害が生じた場合に、環境対策の措置としてその建物を緑化するための費用</td></tr></tbody></table>	費用保険金	内容	残存物取片づけ費用	残存物の取片づけに必要な取りこわし費用など	修理付帯費用	復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備・装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業勤務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など	法令変更対応費用	建築基準法や消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用	エコ対策費用	復旧にあたり環境に資する製品 ^(注5) に買い換える場合などの追加費用	屋上緑化費用	保険の目的(保険の対象)と同時に貴社所有建物の屋上または外壁に損害が生じた場合に、環境対策の措置としてその建物を緑化するための費用
費用保険金	内容												
残存物取片づけ費用	残存物の取片づけに必要な取りこわし費用など												
修理付帯費用	復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備・装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業勤務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など												
法令変更対応費用	建築基準法や消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用												
エコ対策費用	復旧にあたり環境に資する製品 ^(注5) に買い換える場合などの追加費用												
屋上緑化費用	保険の目的(保険の対象)と同時に貴社所有建物の屋上または外壁に損害が生じた場合に、環境対策の措置としてその建物を緑化するための費用												
③ 通貨等盗難損害保険金	対象施設内に収容中、輸送中または一時持ち出し中の状態にある業務用現金・手形・小切手・乗車券などまたは預貯金証書などの盗難による損害が生じた場合、1事故につき100万円 ^(注6) を限度にお支払いします。												

(注1) ご契約者または記名被保険者が支出した損害防止費用のうち、必要または有益な費用の額を損害の額に含めます。

(注2) 損害が発生した地および時における保険の目的(保険の対象)と同一の質、用途、規模、型、能力、構造のものを再取得または再築するのに必要な金額をいいます。

(注3) 保険の目的(保険の対象)が商品・製品等または貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、時価^(注4)が基準となります。

(注4) 損害が発生した地および時における保険の目的(保険の対象)の価額をいいます。

(注5) エコマークなどの環境ラベルの付いた製品などとなります。これら以外の製品については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(注6) 現金盗難損害補償特約(P.5ご参照)をセットされた場合は、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。

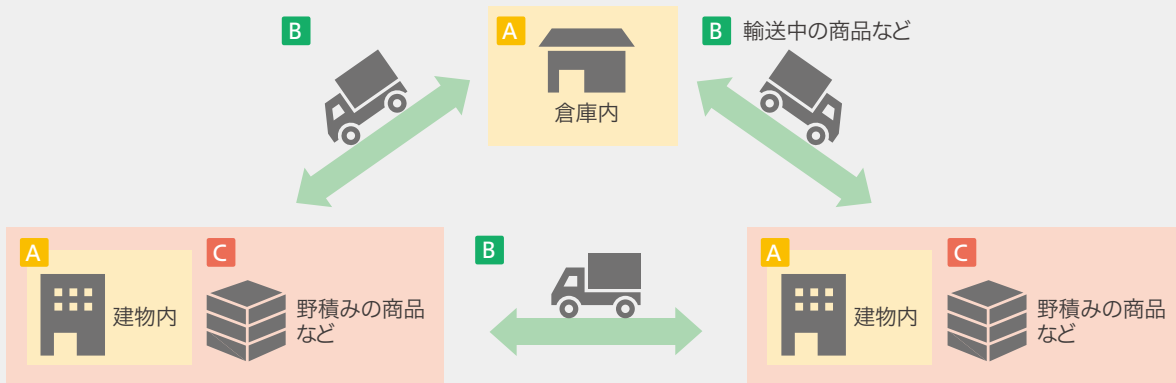
■ 補償内容

企業包括方式				
No.	事故の種類	A 建物内 ^(注7) 収容動産	建物外所在動産	
			B 輸送中・一時 持ち出し中	C 左記以外 (野積みなど)
①	火災、落雷、破裂・爆発	◎	◎	◎
②	風災・雹災・雪災	◎	◎	◎
	設備・什器等			
	商品・製品等	◎	×	×
③	建物の外部からの物体の衝突、飛来など	◎	◎	◎
④	給排水設備に生じた事故による水濡れなど	◎	◎	◎
⑤	騒擾、労働争議など	◎	◎	◎
⑥	盗難	◎	◎	×
⑦	水災	◎	◎	×
	設備・什器等			
	商品・製品等	◎	×	×
⑧	電氣的事故・機械的の事故	◎	◎	×
⑨	その他の不測かつ突発的な事故	◎	◎	×

ワイド :ワイドプラン **エコミー** :エコミープラン

- ◎:お支払いします。自己負担額(免責金額)はありません。
- :自己負担額(免責金額)1万円を差し引いてお支払いします。
- ×:お支払いできません。

● 保険の目的(保険の対象)の範囲イメージ図



(注7) 対象建物以外の建物内および軒下を含みます。

物損害ユニット

お支払いする保険金の内容

補償内容

No.	事故の種類	事業所限定方式				
		対象敷地内		C 輸送中・一時持ち出し中	D 商品・製品等の保管場所	
		A 対象建物内 ^(注1) 収容動産	B 左記以外(野積みなど)			
①	火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○	○	
②	風災・雹災・雪災	設備・什器等	○	○	○	×
		商品・製品等	○	×	×	○
③	建物の外部からの物体の衝突、飛来など	○	○	○	○	
④	給排水設備に生じた事故による水濡れなど	○	○	○	○	
⑤	騒擾、労働争議など	○	○	○	○	
⑥	盗難	○	×	○	○	
⑦	水災	設備・什器等	○	×	○	×
		商品・製品等	○	×	×	○
⑧	電氣的事故・機械的の事故	○	×	○	○	
⑨	その他の不測かつ突発的な事故	○	×	○	○	

○:お支払いします。自己負担額(免責金額)はありません。
 ○:自己負担額(免責金額)1万円を差し引いてお支払いします。
 ×:お支払いできません。

● 保険の目的(保険の対象)の範囲イメージ図



● ご注意 保険の目的(保険の対象)にならない物

- 建物 ● 自動車 ● 船舶 ● 航空機 ● 動物・植物^(注2) ● 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超える物 ● テープ、カード、ディスク、ドラム等の記録媒体に記録されているプログラム、データ

■ 工事業務固有

- 工事の目的物 ● 工事の目的物に付随する足場工、型枠工、土留工その他仮工事の目的物 ● 仮設される電気配線、配管、照明設備などの工事業務用仮設物 ● 仮設現場事務所、仮設倉庫などの工事業務用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品 ● 工事業務用材料 ● 工事業務用仮設材(仮工事の目的物の一部を構成する資材) ● 工事業務用仮設備および工事業務用機械器具ならびにこれらの部品 など

※建物火災保険、自動車・原動機付自転車は自動車保険を別途ご手配ください。

(注1) 軒下を含みます。

(注2) 動物・植物は商品・製品等である場合には保険の目的(保険の対象)に含まれます。

保険金をお支払いできない主な場合

■ 設備・什器等^{じゅう}や商品・製品等の損害、通貨等の盗難に共通の事由

- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の故意、重大な過失、法令違反による損害
- 地震・噴火もしくはこれらによる津波によって生じた損害^(注3)
- 戦争、核燃料物質によって生じた損害
- 対象建物外に設置された看板^(注4)、自動販売機および収容される商品の損害^(注3)
- 自動販売機、両替機などの機械に収容されている業務用の通貨または商品に生じた盗難による損害。ただし、機械と同時に損害が生じた場合、機械本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合を除きます。
- ゴルフネット、仮設の建物および収容される財物または建築中の屋外設備・装置などに生じた風災・雹災^{ひょう}・雪災の損害
- 日本国外で発生した事故
- 建物外(対象建物以外の建物内を含みます。)にある原動機付自転車に生じた損害。ただし、原動機付自転車が対象敷地内にある間に生じた損害^(注5)を除きます。
- 直接であると間接であるとを問わずサイバー攻撃等の結果として生じた損害。ただし、保険の目的に火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。など

■ 設備・什器等^{じゅう}や商品・製品等に生じた不測かつ突発的な事故、電気的^{でん}事故・機械的^{きかく}事故に適用される固有の事由

- 保険の目的(保険の対象)の欠陥、自然消耗、劣化、ボイラスケール、さび、かび、キャビテーション、ねずみ食い、虫食い、発酵、自然発熱などによる損害
- 差押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- 製造中または加工中の損害
- 保険の目的(保険の対象)のうち、管球類のみに生じた損害
- すり傷、かき傷などの単なる外観上の損傷で、機能に直接影響のない損害
- 詐欺、横領、置忘れ、紛失など
- 自動販売機、両替機などの機械の故障、変調、乱調に起因して、それらに収容されている業務用の通貨または商品が規定額・規定量以上に出ることによって生じた損害
- 楽器に生じた次のア、またはイ、の損害
ア、絃のみの切断、打楽器の打皮のみの破損
イ、音色または音質の変化

- 保険の目的(保険の対象)が液体、粉体、気体などの流動体である場合における汚染、異物の混入、純度の低下、分離・復元が困難となるなどの損害
- 亀裂その他の欠陥があったガラスに生じた損害および取付上の欠陥によって取付けた日からその日を含めて7日以内に生じたガラスの損害
- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の業務に従事する従業員の故意による損害
- 土地の沈下、隆起、移動その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害
- 風、雨、雪、雹^{ひょう}、砂塵の吹込みまたは漏入
- カード、ディスクなどの記録媒体に記録されているプログラム、データなどに生じた損害^(注3) など

■ 商品・製品等に適用される固有の事由

- 冷凍・冷蔵装置、設備の破壊・変調・機能停止に起因する温度変化によって生じた損害^(注3)
- 万引きによって生じた損害
- 検品、棚卸しの際に発見された数量不足による損害
- 受渡しの過誤などによる損害
- 電力の停止または異常な供給により、商品・製品等にのみ生じた損害
- 商品・製品等である植物において、損害発生後7日を超えて枯死した損害 など

■ 手形・小切手の盗難に適用される固有の事由

- 手形・小切手の盗難事故が発生した際に、次のア、からエ、に掲げる措置などを直ちに取らなかった場合
ア、振出人・引受人・取引金融機関に対して盗難事故発生のお知らせを行い、支払いの停止を依頼すること
イ、公示催告の申し立てを行い、所定の時期に除権決定の申し立てをすること
ウ、警察署などに届けて、盗難事故に関する証明書を取り付けること
エ、その他損保ジャパンの要求した手続を行うこと
- 手形・小切手の盗難事故が発生した際に生じた不渡り損害・支払拒絶による損害、金利損害、価値の下落損害 など

オプション特約

詳しくは ▶ P.5

(注3) オプション特約をセットされることによりお支払いします。

(注4) 記名被保険者が対象建物の所有者でない場合、対象建物に付加した看板の損害は補償します。

(注5) 車両の衝突、追突、接触、転覆、脱線、墜落、架線障害または電気的^{でん}事故もしくは機械的^{きかく}事故は除きます。

工事物ユニット

お支払いする保険金の内容

日本国内における次の①から③までの場所において発生した不測かつ突発的な事故により、補償対象物に損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

- ① 対象工事の工事現場
- ② 工事現場から離れて設置される対象工事専用の工事用仮設建物または資材置場もしくは倉庫
- ③ ①や②の場所へ輸送をするため陸上輸送用具へ積み込みを開始した時から、陸上輸送用具から荷卸しが完了するまでの陸上輸送中(陸上輸送途上における積替えのための一時保管を含みます。)

■ 対象工事

- 企業包括方式 保険期間中に貴社が日本国内で施工するすべての工事^(注1)
- 事業所限定方式 保険期間中に貴社の対象施設が日本国内において施工するすべての工事^(注1)

■ 補償対象物

- 対象工事における工事の目的物
- 対象工事における工事の目的物に付随する足場工、型枠工、土留工
その他仮工事の目的物
- 仮設される電気配線、配管、照明設備などの工事用仮設物
- 仮設現場事務所、仮設倉庫などの工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品(従業員の私物は含みません。)
- 工事用材料
- 工事用仮設材(仮工事の目的物の一部を構成する資材)

ご注意

補償の対象とならない物

- 航空機 ● 船舶 ● 自動車 ● 原動機付自転車 ● 設計図書 ● 証書 ● 通貨 ● 有価証券

など

■ 工事用仮設備・工事用機械器具補償特約をセットいただいた場合に補償対象物となるもの

- 工事用の発電器、パッチャープラントなどの据付型機械設備
- 建設用工作車(登録、車両番号の指定などを受けているものは含まれません。)
- 建設機械、測量機器などの工事用機械器具およびそれらの部品(金槌、鋸、金型などは含まれません。)

■ 補償の対象となる方(被保険者)

- 保険証券の被保険者氏名欄に記載された者
- 対象工事の発注者
- 保険証券の被保険者氏名欄に記載された者のすべての下請負人
- 補償対象物(工事用仮設材を除きます。)に対し正当な権利を有する者

■ 保険金の種類

損害保険金(①から④までを合算した額から自己負担額(免責金額) ^(注2) を控除した額を損害保険金とします。) ^(注3)	①補償対象物の復旧費用 ^(注5)	事故により補償対象物に損害が生じた場合、損害発生直前の状態に復旧するのに直接必要な費用および修理に必要な点検または検査の費用をお支払いします。残存物がある場合にはその価額を控除します。	自己負担額(免責金額) ^(注2) あり
	②補償対象物以外の物の復旧費用	補償対象物に生じた損害を復旧するために補償対象物以外の物を取りこわした場合、その物を取りこわし直前の状態に復旧するために要した費用を①補償対象物の復旧費用の額に含めてお支払いします。1回の事故について300万円を限度とします。	
	③特別費用	補償対象物に損害が生じた場合、補償対象物の復旧のために必要な残業、休日勤務および夜間勤務による割増賃金などを①補償対象物の復旧費用の額に含めてお支払いします。1回の事故について①補償対象物の復旧費用の20%または100万円のいずれか低い額を限度とします。	
	④損害防止費用	事故が発生した場合に、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益である費用を①補償対象物の復旧費用の額に含めてお支払いします。	
⑤残存物取片づけ費用保険金		損害保険金をお支払いする場合、損害が生じた補償対象物の残存物を取り片づけるために必要な費用(解体費用、取りこわし費用など)に対して、お支払いする損害保険金の10%相当額を限度にお支払いします。	自己負担額(免責金額)なし
⑥臨時費用保険金		損害保険金をお支払いする場合、臨時に生じる費用に対して、お支払いする損害保険金の20%相当額を1回の事故について500万円を限度にお支払いします。	自己負担額(免責金額)なし

(注1) 次に該当する工事は対象工事に含みません。①請負金額が100億円を超える工事 ②ダム建設工事 ③共同企業体を構成して行う工事のうち、分担施工方式により貴社が施工する部分以外の工事(ただし、貴社が共同企業体または共同企業体の構成員として締結された下請契約における請負人(数次の請負による場合の請負人を含みます。))として施工する工事については対象工事に含みます。)

(注2) 1万円、5万円または10万円からお選びいただけます。

(注3) 1回の事故について、対象工事ごとの請負金額もしくは工事物ユニットの支払限度額のうちいずれか低い額を限度にお支払いします。ただし、土木工事^(注4)に起因して生じた損害に対しては、工事物ユニットの支払限度額または1億円のいずれか低い額が限度となります。

(注4) 土木工事とは、対象工事ごとに、主たる工事が次のいずれかの工事種類に該当する工事をいいます。①道路・舗装工事 ②上下水道・地下構築物・基礎・外構工事 ③造園工事 ④土地造成工事 ⑤トンネル工事 ⑥河川・港湾工事 また、①から⑥の工事に付随する次に掲げる仮工事を含みます。ア、支保工 イ、型枠工 ウ、支持枠工 エ、足場工 オ、仮橋 カ、仮棧橋 キ、土留工 ク、締切工 ケ、路面覆工 コ、防護工 サ、工事用道路 シ、工事用軌道 ス、仮護岸 セ、仮排水路 ソ、土取場、土捨場

(注5) 復旧に直接必要な薬液、モルタルその他これらに類する物の注入費用を含めます。(ただし、1事故につき、100万円が限度となります。)

工事業務における工事物ユニットと物損害ユニットの補償の違いについて

● 工事の目的物(付随する足場工等を含みます。)、工事業務用仮設物、工事業務用材料、工事業務用仮設材

所在場所		工事物 ユニット	物損害 ユニット
工事 現場内	工事現場	○	×
	工事業務用仮設建物、資材置場、倉庫	○	×
工事 現場外	対象工事専用の工事業務用仮設建物、資材置場、倉庫	○	×
	他の工事と共用の工事業務用仮設建物、資材置場、倉庫	×	×
	対象工事専用の常設の資材置場、倉庫(時期によっては他の工事に使用されるが、対象工事中は対象工事専用として使用)	○	×
	上記に該当しない営業支店、営業用事務所、倉庫等	×	×

● 業務用の^{しやうぶ}什器・備品^(注6)

所在場所		工事物 ユニット	物損害 ユニット
工事 現場内	工事現場	×	○ ^(注8)
	工事業務用仮設建物、資材置場、倉庫	○	×
工事 現場外	対象工事専用の工事業務用仮設建物、資材置場、倉庫	○	×
	他の工事と共用の工事業務用仮設建物、資材置場、倉庫	×	○ ^(注8)
	対象工事専用の常設の資材置場、倉庫(時期によっては他の工事に使用されるが、対象工事中は対象工事専用として使用)	○	×
	上記に該当しない営業支店、営業用事務所、倉庫等	×	○ ^(注8)

○:お支払いします。 ×:お支払いできません。

保険金をお支払いできない主な場合

■ 共通の事由

- ご契約者、被保険者または工事現場責任者の故意、重大な過失または法令違反
- 養生の不備による風、雨、雪、雹または砂塵の吹き込み
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 差押え、収用、徴発、没収または破壊等国または公共機関による公権力の行使
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 放射線照射または放射能汚染
- 直接であると間接であるとを問わずテロ行為によって、またはテロ行為の結果として生じた損害、損失もしくは費用。ただし、請負金額が15億円未満の工事を除きます。
- 情報(プログラム、ソフトウェアおよびデータ)のみに生じた損害、またはその損害を受けた結果生じた損害、損失もしくは費用
- 損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難
- 残材調査の際に発見された紛失または不足
- 補償対象物の性質、欠陥、自然の消耗、劣化
- 補償対象物がテープ、カード、ディスクまたはドラム等の記録媒体である場合に、これらに記録されているプログラム、データなどの記録情報のみに生じた損害
- 鋼矢板、杭、H型鋼などの打込みまたは引抜きの際に発生した曲損、破損または引抜き不能
- リースまたはレンタルされた補償対象物に生じた損害
- 温度変化もしくは湿度変化による膨張、縮小または凍結の損害およびコンクリート部分の強度不足の損害
- 荷造りの欠陥に起因する陸上輸送中の事故
- 陸上輸送中の補償対象物が通常の輸送過程を逸脱した間に発生した損害
- 補償対象物の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去する費用
- 湧水(土砂水を含みます。の)の止水または排水費用
- 除雪費用または仮修理工費
- 工事内容の変更または改良による増加費用
- 補償対象物の損傷復旧方法の研究費用または復旧作業の休止もしくは手待ち期間の手待ち費用
- 掘削工事に伴う余掘り、肌落ち
- 土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立、盛土または整地工事費用
- 浚渫部分に生じた埋没または隆起

- 捨石、被覆石、消波ブロックなどの洗掘、沈下または移動による損害
- 調整池、排水溝、暗渠などに流入した土砂、水、岩石などを除去する費用
- 鋼矢板、杭、H型鋼などの継目から土砂、水または土砂水が流入した場合の排土費用、排水費用、清掃費用、流入防止費用
- 基礎、支持地盤などの支持力不足により沈下した補償対象物の位置の矯正に要する費用
- コンクリート部分のひび割れ
- 土捨場、土取場での土砂崩壊による損害
- 切土もしくは盛土の法面、整地面または自然面の肌落ちもしくは浸食
- 芝、樹木など植物に発生した損害
- 工事現場に設置された排水設備の故障によって生じた損害
- 舗装工事における仕上げ表面の波状変形、剥がれもしくはひび割れ
- シールド工事または推進工事などにおける次の①から③までの損害または費用
 - ①シールド機械、推進管、セグメントその他これらに類する物の方向または位置の矯正に要する費用
 - ②シールド機械または推進管の推進不能の損害
 - ③推進中の推進管の刃口について生じた損害
- 河川工事などにおける河川の増水によって堤外地内の工事業務用材料または工事業務用仮設材について生じた損害および仮締切の越流による損害
- 港湾工事、海岸工事などにおける海水のたまりを除去する費用
- ケーソン工事などにおける次の①から④までの損害または費用
 - ①ケーソンの沈設位置の矯正に要する費用
 - ②ケーソンのひずみの矯正に要する費用
 - ③ケーソンの沈設不能の損害
 - ④沈設中のケーソンの刃口について生じた損害
- トンネル工事などにおける支保工建込み後に土圧によって支保工などに生じた損害 など

■ 工事業務用仮設物・工事業務用機械器具補償特約に関する固有事由

- 工事業務用仮設物・工事業務用機械器具に含まれるまたはその一部を構成する物の損害
- すり傷、かき傷、塗料の剥がれなどの単なる外観上の損傷または汚損であって、補償対象物の機能に直接影響のない損害
- 電気的事故または機械的事故 など

オプション特約

詳しくは P.7

(注6) 表内の「工事物ユニット」は、現場事務所、宿舍、倉庫その他の工事業務用仮設建物に収容されている^{しやうぶ}什器または備品をいい、貴社の使用人等^(注7)が所有する業務外の目的で使用される物ならびに工事業務用仮設物および工事業務用機械器具^(注9)を含みません。

表内の「物損害ユニット」は、記名被保険者が所有する業務用の設備・什器等をいい、P.21に記載の「保険の目的(保険の対象)にならない物」は含みません。

(注7) 次の方をいいます。①貴社が法人である場合は、その役員および使用人②貴社が個人事業主である場合は、その使用人③下請負人および次の方、下請負人が法人である場合は、その役員および使用人 イ、下請負人が個人事業主である場合は、その使用人

(注8) 物損害ユニットで補償対象となる事故の種類は、P.21をご確認ください。

(注9) 工事業務用仮設物・工事業務用機械器具補償特約(P.23ご参照)で補償することができます。

CLOSED 休業ユニット

お支払いする保険金の内容

■ 保険金の種類

(1) (2)以外の事由

保険金の種類	保険金の内容	支払限度額
① 休業損失保険金	契約方式・補償プランに応じ、日本国内で発生したP.42の表①～⑨およびP.43の表①～⑦の「◎・○・△」印がある偶然な事故または事由によって対象物件に損害が発生した結果、貴社の営業が休止または阻害されたために損失などが生じた場合、次の額をお支払いします。(ただし、事故の種類により、事故発生当日分の休業損失はお支払いの対象外となる場合があります) てん補期間内の喪失利益(収益減少額×利益率)と収益減少防止費用 ^(注1) の合計額からてん補期間内に支払いを免れた費用を差し引いた額をお支払いします ^(注2) 。	1事故につきご契約時に設定した休業ユニットの保険金額限度
② 営業継続費用保険金	契約方式・補償プランに応じ、日本国内で発生したP.42の表①～⑨およびP.43の表①～⑦の「◎・○」印がある偶然な事故または事由によって対象物件が損害を受けた結果生じた、貴社の営業を継続するために必要な仮店舗の賃借料などの追加費用をお支払いします。 ^(注5)	1事故につき500万円

(2) P.26の表⑧～⑩の「△」印がある特定感染症^(注6)、指定感染症^(注7)の原因となる病原体により、対象施設^(注8)または対象施設が所在する建物等が汚染または汚染された疑いがある場合

感染症の種類	保険金の種類	保険金の内容	支払限度額
特定感染症	③ 休業損失保険金	てん補期間内の喪失利益(収益減少額×利益率)と収益減少防止費用 ^(注1) の合計額からてん補期間内に支払いを免れた費用を差し引いた額をお支払いします ^(注9) 。	(ア)1事故につき500万円
	④ 感染症対策費用保険金	事故が発生した日から起算して30日以内に生じた消毒費用 ^(注10) 、検査費用 ^(注11) 、予防費用 ^(注12) をお支払いします。ただし、損保ジャパンの同意を得て支出したものにすぎません。	(ウ)1事故につき100万円
指定感染症	⑤ 休業損失保険金	対象施設の消毒、隔離その他の措置に要する費用を負担することによって被る損害またはその措置によって営業が休止もしくは阻害されたために生じた損失に対してお支払いします ^(注9) 。	(エ)保険期間を通じて20万円(定額)

※(イ)は(ア)と(ウ)の保険金の内枠払となります。また、(ア)(イ)(ウ)は合算で1事故につき600万円が限度となります。

※(イ)と(エ)は合算で保険期間中20万円が限度となります。

(注1) 標準売上高^(注3)に相当する額の減少の発生および拡大を防止するためにてん補期間内^(注4)に生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額をいいます。ただし、損害防止費用は含みません。

(注2) 保険金のお支払対象となるてん補期間は12か月までとなります。

(注3) 事故発生直前12か月のうちてん補期間に相当する期間の売上高をいいます。

(注4) 保険金のお支払対象となる期間で、特に定めのない場合、事故が発生した時に始まります。ただし、12か月を限度とします。

(注5) 保険金のお支払対象となる復旧期間は12か月までとなります。

(注6) 次に掲げる感染症をいいます。①エボラ出血熱、②クリミア・コンゴ出血熱、③痘そう、④南米出血熱、⑤ペスト、⑥マールブルク病、⑦ラッサ熱、⑧急性灰白髄炎、⑨結核、⑩ジフテリア、⑪重症急性呼吸器症候群(SARS)、⑫中東呼吸器症候群(MERS)、⑬鳥インフルエンザ(H5N1型およびH7N9型のみ)、⑭コレラ、⑮細菌性赤痢、⑯腸管出血性大腸菌感染症、⑰腸チフス、⑱パラチフス、⑲新型コロナウイルス感染症(COVID-19)

(注7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める指定感染症をいいます。ただし、特定感染症に該当するものを除きます。

(注8) 貴社が所有、使用または管理する保険証券に記載された業務用の施設をいいます。

(注9) 保険金のお支払対象となるてん補期間は、14日までとなります。

(注10) 感染症の蔓延または再発を防止するために、対象施設の消毒ならびにこれらに備え付けられている什器・備品・衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用をいいます。

(注11) 貴社の役員および従業員ごとに、感染症に罹患またはその疑いがある場合に感染有無を検査する際に支出した医療費、交通費等の費用をいいます。ただし、事故が発生して以降の初診時から感染有無を診断される時までの間において感染有無を診断するために支出した医療費および交通費等の費用をいい、感染有無の診断後に支出したものを除きます。

(注12) 貴社の役員および従業員への感染拡大防止のために講じた予防接種の費用をいいます。

■ 補償内容

I. 次の事故により損害が発生した結果生じた休業損失など

企業包括方式					
No.	事故の種類	貴社所有のすべての設備・什器等や商品・製品等(右記対象物件A)			建物、アーケードなど右記対象物件B~Fに掲げる財物
		建物内 ^(注13)	建物外		
			輸送中・一時持ち出し中	左記以外(野積みなど)	
①	火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○	○
②	風災・雹災・雪災	○	○ ^(注14)	○ ^(注14)	○
③	建物の外部からの物体の衝突、飛来など	○	○	○	○
④	給排水設備に生じた事故による水濡れなど	○	○	○	○
⑤	騒擾、労働争議など	○	○	○	○
⑥	盗難	○	○	×	○
⑦	水災	○	○ ^(注14)	×	○
⑧	電気的事故・機械的事故	○	○	×	○
⑨	その他の不測かつ突発的な事故	○	○	×	○

● 対象物件

- A** 貴社所有のすべての設備・什器等や商品・製品等^(注15)
- B** 貴社が所有または占有する業務用の建物
- C** 対象敷地内^(注16)にある貴社が占有するA以外の財物
- D** 対象敷地内^(注16)に隣接するアーケードまたはアーケードに面する建物など
- E** 対象敷地内^(注16)へ通じる袋小路およびそれに面する建物など
- F** 供給者などが日本国内で占有する財物(ワイドのみ)^(注17)

事業所限定方式					
No.	事故の種類	指定した事業所の設備・什器等や商品・製品等(右記対象物件A)			建物、アーケードなど右記対象物件B~Fに掲げる財物
		対象敷地内 ^(注19)		輸送中・一時持ち出し中	
		対象建物内 ^(注20)	左記以外(野積みなど)		
①	火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○	○
②	風災・雹災・雪災	○	○ ^(注14)	○ ^(注14)	○
③	建物の外部からの物体の衝突、飛来など	○	○	○	○
④	給排水設備に生じた事故による水濡れなど	○	○	○	○
⑤	騒擾、労働争議など	○	○	○	○
⑥	盗難	○	×	○	○
⑦	水災	○	×	○ ^(注14)	○
⑧	電気的事故・機械的事故	○	×	○	○
⑨	その他の不測かつ突発的な事故	○	×	○	○

● 対象物件

- A** 指定した事業所の貴社所有の設備・什器等や商品・製品等^(注15)
- B** 指定した事業所の貴社が所有または占有する業務用の建物
- C** 対象敷地内^(注18)にある貴社が占有するA以外の財物
- D** 対象敷地内^(注18)に隣接するアーケードまたはアーケードに面する建物など
- E** 対象敷地内^(注18)へ通じる袋小路およびそれに面する建物など
- F** 事業所に製品を供給する者などが日本国内で占有する財物^(注17)

◎:事故発生日の当日分から休業損失、営業継続費用をお支払いします。

○:事故発生日の翌日から休業損失をお支払いします。(営業継続費用は当日分からお支払いします。)

×:お支払いできません。

(注13) 対象建物以外の建物内および軒下を含みます。

(注14) 商品・製品等についてはお支払いできません。

(注15) 物流業務に起因する事故の場合は、商品・製品等は対象物件には含まれません。

(注16) 貴社の事業所が所在するすべての敷地内をいいます。

(注17) 物流業務に起因する事故の場合は、荷主が日本国内で占有する財物が損害を受け、貨物運送が中止された結果生じた損失等にかぎりお支払いします。

(注18) 指定した事業所が所在する敷地内をいいます。

(注19) 軒下を含みます。



休業ユニット

Ⅱ. 次の事由が発生した結果生じた休業損失など

No.	事由の種類	右記以外	物流業務
①	対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物・道路に生じた漏水・放水・溢水	○	○
②	対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物・道路における犯罪などの異常事態	○	○
③	不測かつ突発的な事由による電気・ガス・水道・電話などのユーティリティの中断	○	○
④	不測かつ突発的な事由による商品流通管理システムの中断	○	×
⑤	不測かつ突発的な事由による物流管理システムの中断	×	○
⑥	対象施設における食中毒の発生または対象施設で製造・販売した食品に起因する食中毒の発生(保健所長に届出のあったものにかぎります。)	△	△
⑦	対象施設が食中毒の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における厚生労働大臣その他の行政機関による対象施設の営業の禁止、停止その他の措置の指示、命令など	△	△
⑧	対象施設または対象施設が所在する建物等が「結核」「O-157」「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)」などの特定感染症の原因となる病原体に汚染されたこと(対象施設においては保健所長に届け出のあったものにかぎります。)	△	△
⑨	対象施設または対象施設が所在する建物等が「結核」「O-157」「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)」などの特定感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における、保健所その他の行政機関による対象施設の消毒などの措置の指示命令など	△	△
⑩	対象施設または対象施設が所在する建物等が指定感染症の原因となる病原体に汚染されたまたは汚染された疑いがある場合における、保健所その他の行政機関による対象施設の消毒などの措置の指示命令など	△	△

○:事由が発生した翌日から休業損失をお支払いします。(営業継続費用は当日からお支払いします。)
 △:事由が発生した翌日から休業損失をお支払いします。また、営業継続費用はお支払いできません。
 ×:お支払いできません。

ご注意

対象物件にならない物

●自動車 ●船舶 ●航空機 ●動物・植物^(注1) ●貴金属・宝石・美術品で1個または1組の価額が30万円を超える物

■工事業務固有

●工事の目的物 ●工事の目的物に付随する足場工、型枠工、土留工その他仮工事の目的物 ●仮設される電気配線、配管、照明設備などの工用仮設物 ●仮設現場事務所、仮設倉庫などの工用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品 ●工用材料 ●工用仮設材(仮工事の目的物の一部を構成する資材) ●工用仮設備および工用機械器具ならびにこれらの部品 など

(注1) 動物・植物は商品・製品等である場合は対象物件に含まれます。

保険金をお支払いできない主な場合

■ 共通の事由

- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人およびその代理人の故意、重大な過失、法令違反
- 地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質による事故
- 復旧・営業の継続に対する妨害
- 差押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
- 供給者などの倒産
- 直接であると間接であるとを問わず対象物件がサイバー攻撃等によって損害を受けた結果として生じた損失等。ただし、対象物件^(注2)に火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。 など

■ 対象物件に生じた次の損害

- 次のアからウの財物に生じた風災・雹災^(ひょう)・雪災の事故により生じた損害
ア. ゴルフネットならびに仮設の建物およびこれに收容される設備・什器^(しき)等および商品・製品等
イ. 建築中の屋外設備・装置
ウ. 棧橋、護岸、付属設備装置、海上に所在する設備装置
- 自動販売機、両替機などの機械に收容されている業務用の通貨または商品に生じた盗難。ただし機械と同時に損害が生じた場合、機械本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合を除きます。
- 対象建物外に設置された看板^(かんばん)、自動販売機および收容される商品の損害
- 建物外(対象建物以外の建物内を含みます。)にある原動機付自転車に生じた損害。ただし、原動機付自転車が対象敷地内にある間に生じた損害^(注4)を除きます。 など

■ 設備・什器^(しき)等や商品・製品等に生じた不測かつ突発的な事故、電気的事故・機械的事故に適用される固有の事由

- 対象物件の欠陥、自然の摩滅、消耗、劣化、ボイラスケール、性質による蒸れ、腐敗、さび、かび、キャビテーション、ねずみ食い、虫食い、発酵、自然発熱
- 製造中、加工中の損害
- 管球類のみに生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 対象物件の置忘れ、紛失
- 自動販売機、両替機などの機械の故障または変調もしくは乱調に起因して、それらに收容されている業務用の通貨または商品が規定額または規定量以上に出ることによって生じた損害
- 対象物件が液体、粉体、気体などの流動体である場合の汚染、異物の混入、純度の低下などの損害
- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の業務に従事する従業員の故意によって生じた損害
- 土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動によって生じた損害
- 風、雨、雪、雹^(ひょう)もしくは砂塵^(さじん)の吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害
- テープ、カード、ディスク、ドラムなどの記録媒体に記録されているプログラム、データなどに生じた損害 など

■ 対象物件である商品・製品等に生じた次の損害

- 冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調、機能停止に起因する温度変化によって生じた損害
- 万引きによって生じた損害
- 検品、棚卸しの際に発見された数量不足による損害
- 対象物件の受け渡しの過誤などによる損害
- 電力の停止または異常な供給によって商品・製品等のみに生じた損害 など

■ 次の事由により生じた対象敷地内などでの漏水、放水、溢水^(いっすい)

- 土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動
- 屋根、扉、戸、窓、通風口などからの雨または雪などの吹込み
- ご契約者、記名被保険者の従業員の故意
- 修理、清掃などの作業中における作業上の過失・技術の拙劣 など

■ 次に掲げる事由によって生じたユーティリティ・商品流通管理システム・物流管理システムの中断

- ユーティリティなどの能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
- 賃貸借契約などの契約または各種の免許の失効、解除または中断
- 労働争議
- 脅迫行為
- 水源の汚染、濁水または水不足 など

■ 特定感染症、指定感染症の原因となる病原体による対象施設または対象施設が所在する建物等の汚染または汚染された疑いがある場合に適用される固有の事由

- 都道府県知事等からの要請に基づく自主休業
- 脅迫または恐喝などによる営業に対する妨害行為 など

■ 上記以外の事由

- ご契約者、記名被保険者の従業員の故意によって生じた対象敷地内などでの異常事態
- 脅迫または恐喝などによる営業に対する妨害行為による食中毒の発生 など

オプション特約

詳しくは ▶ P.19

(注2) 敷地外ユーティリティ設備および供給者等の日本国内で占有する財物(物流業務の場合は荷主の日本国内で占有する財物をいいます。)は含みません。

(注3) 記名被保険者が対象建物の所有者でない場合、対象建物に付加した看板の損害は補償します。

(注4) 車両の衝突、追突、接触、転覆、脱線、墜落、架線障害または電気的事故もしくは機械的事故は除きます。

傷害ユニット

補償対象者が貴社の業務中に偶然な事故によりケガなど(ご契約内容によって業務外のケガも対象とすることができます。次の「お支払いする保険金の内容」をご覧ください。)をされた場合に、次の①または②を支出することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- ① 貴社が災害補償規程などに基づき補償対象者やその遺族に対して給付する補償金
- ② 葬儀費用、香典、救護者費用、代替者の求人に関する費用など臨時に支出する費用

お支払いする保険金の内容

保険証券の保険金額欄に金額が表示される保険金の種類がお支払いの対象となります。

■ 保険金の種類

①死亡補償保険金 ^(注1)	業務中のケガなど ^(注2) により、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額を限度にお支払いします。
②後遺障害補償保険金	業務中のケガなど ^(注2) により、事故発生日からその日を含めて180日以内に第1級から第14級の後遺障害を被った場合、その程度に応じて保険証券記載の保険金支払割合を限度に保険金をお支払いします。 【ご注意】第1級から第13級までの後遺障害が2種類以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合を限度に保険金をお支払いします。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計割合が限度となります。
③入院補償保険金	業務中のケガなど ^(注2) により入院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、入院日数1日につき入院保険金日額を限度にお支払いします。
④手術補償保険金	業務中のケガなど ^(注2) により、治療のため事故発生日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられた場合、入院中に受けられた手術のときは入院保険金日額を10倍した額、外来で受けられた手術のときは入院保険金日額を5倍した額をお支払いします。ただし、1回の事故につき1回の手術にかぎりです。
⑤通院補償保険金	業務中のケガなど ^(注2) により医師の治療を受けたとき、通院日数(往診日数も含みます。)1日につき、90日を限度として通院保険金日額を限度にお支払いします。ただし、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。また、実際に通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷などのケガをされた部位を固定するために医師の指示によりギプスなどを常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 【ご注意】次のような通院は、通院補償保険金のお支払いの対象とはなりません。 薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院
⑥臨時費用保険金 ^(注3)	次のア、またはイ、の費用をお支払いします。 ア、業務中のケガなど ^(注2) により事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合または後遺障害を被った場合に、貴社が臨時に負担された費用 ^(注4) に対して、臨時費用保険金額を限度にお支払いします。ただし、貴社が補償対象者やその遺族に対して負担する費用については、臨時費用保険金額または100万円のいずれか低い額を限度とします。 イ、ア、以外の事由により亡くなられた場合は、貴社が臨時に負担された費用 ^(注4) に対して、10万円を限度にお支払いします。
⑦入院一時金補償保険金 ^(注5)	業務中のケガなど ^(注2) により入院され、次のア、およびイ、に掲げる条件をすべて満たす場合に、入院一時金の保険金額を限度にお支払いします。 ア、(業務外)入院補償保険金が支払われること イ、実際に入院した日数が基準日数を超過していること
⑧退院療養一時金補償保険金 ^(注5)	業務中のケガなど ^(注2) により入院され、次のア、およびイ、に掲げる条件をすべて満たす場合に、退院療養一時金の保険金額を限度にお支払いします。 ア、(業務外)入院補償保険金が支払われること イ、実際に入院した日数が基準日数を超過、かつ生存している状態で退院していること
⑨休業補償保険金	業務中のケガなどにより、事故発生日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合、免責期間(3日)を超えた就業不能期間に対して、1日につき休業保険金日額を限度にお支払いします。補償期間(てん補期間)は、180日・362日・727日・1,092日から選択いただけます。

※ ケガをされた時に、すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

(注1) すでにお支払いした後遺障害補償保険金がある場合は、その金額を差し引いた金額を限度にお支払いします。

(注2) 業務外のケガも対象とすることができます。

(注3) 入院、通院した場合の臨時に負担する費用についてもお支払いの対象とすることができます。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(注4) 葬儀費用、香典、救護者費用、代替者の求人に関する費用など、事故発生日(亡くなられた場合は亡くなられた日)からその日を含めて180日以内に支出した費用にかぎりです。

(注5) 1回の事故に基づくケガなどについて、お支払いは1回にかぎりです。

用語のご説明

メディカル・マスター特約(長期障害所得補償特約、疾病入院医療費用補償特約、疾病入院医療保険金支払特約)はこの用語の定義を適用しません。P.56をご確認ください。

業務上の症状	偶然かつ外来によるもの、労働環境に起因するもの、その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもののすべてを満たすものにかぎります。具体的には熱中症、しもやけ、潜水病などが該当します。
業務中	貴社の業務に従事している間をいい、出退勤途上を含みます。
虚血性心疾患等	心筋梗塞、狭心症、心停止 ^(注6) または解離性大静脈瘤などをいいます。
ケガ	身体の傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。
ケガなど	ケガおよび業務上の症状をいいます。
精神障害	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定されたものをいいます。
脳血管疾患	脳内出血(脳出血)、くも膜下出血、脳梗塞、または高血圧性脳症などをいいます。
補償金	名称を問わず、災害補償規程などにより貴社が法定外補償として補償対象者またはその遺族に支払う補償金、見舞金、弔慰金などをいいます。

契約方式

■ 企業包括方式(マルチリスクプラン)

補償対象者および補償範囲	業務中 ^(注7)	業務外
貴社の役員・個人事業主	○	△
貴社の正規従業員・臨時雇従業員	◎	△
貴社の下請負人 ^(注8) およびその構成員	◎ ^(注11)	×
貴社の備車運転者 ^(注9) 、委託作業等 ^(注10)	○ ^(注12)	×

◎:補償の対象となります。 ○:ご希望により補償の対象とすることができます。

△:業務中のリスクを補償の対象とする場合に、ご希望により補償の対象とすることができます。 ×:補償の対象とすることができません。

■ 売上高方式(傷害プラン)

補償対象者および補償範囲	業務中 ^(注7)	業務外
貴社の役員・個人事業主	○	△
貴社の正規従業員・臨時雇従業員	◎	△
貴社の下請負人 ^(注8) およびその構成員	◎ ^(注11)	×
貴社の備車運転者 ^(注9) 、委託作業等 ^(注10)	○ ^(注12)	×

◎:補償の対象となります。 ○:ご希望により補償の対象とすることができます。

△:業務中のリスクを補償の対象とする場合に、ご希望により補償の対象とすることができます。 ×:補償の対象とすることができません。

(注6) 心臓性突然死を含みます。

(注7) 出退勤途上を含みます。

(注8) 物流業務の場合は数次の請負による場合の請負人を含めません。工事業務の場合は、数次の請負による場合の請負人を含みます。

(注9) 貴社が貨物自動車運送事業者の場合において、貴社と締結された請負契約における請負人(数次の請負による場合の請負人を含みます。)および業務委託契約における受託人(数次の業務委託による場合の受託人を含みます。)をいいます。

(注10) もっぱら、貴社が業務のために所有もしくは使用する施設内(事務所、営業所、工場等)または貴社が直接業務を行う現場内において、貴社との契約(請負契約、委任契約、労働者派遣契約等)に基づき貴社の業務に従事する者をいいます。

(注11) 貴社が工事業務および物流業務を行う場合にかぎります。また、貴社が請け負った業務中の事故にかぎります。

(注12) 貴社が行う職務等に基づく業務に従事している間にかぎります。



傷害ユニット

保険金をお支払いできない主な場合

■ 保険金の種類①から⑨まで共通の事由

- ご契約者または被保険者の故意
- 補償対象者の故意または重大な過失
- 補償対象者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガ
- 補償対象者の無免許運転、酒気帯び運転をしている間のケガ
- 地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質によるケガ(「天災危険補償特約」をセットされた場合、地震、噴火またはこれらによる津波に起因して生じたケガによる損害を補償します。)
- 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
- 補償対象者が山岳登山(ピッケルなど登山用具を使用するもの)、ボブスレー、スカイダイビングなどに搭乗その他これらに類する危険なスポーツを行っている間のケガ
- 補償対象者に対する刑の執行
- 補償対象者が道路以外の場所で行う自動車、バイクなどによる競技、競争、興行中のケガ
- 補償対象者が航空機(航空運送事業者の路線便を除きます。)を操縦中のケガ

■ 保険金の種類①から⑤までおよび⑦から⑨までに適用される固有の事由

- 補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの
- 補償対象者の脳疾患、病気(業務上の症状を除きます。)または心神喪失(「脳・心疾患等補償特約」をセットされた場合、脳血管疾患、虚血性心疾患等、精神障害または精神障害の結果としての自殺に起因して生じた損害を補償します。)
- 補償対象者の妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置

など

ご契約にあたっての注意

ご契約にあたっては、次の点にご注意ください。

<p>貴社において災害補償規程などを制定済みの場合には…</p>	<p>災害補償規程などの内容にあわせて契約内容(補償対象者の範囲、補償内容、保険金額など)を設定ください。なお、貴社において補償責任が重複する他の保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合は、それらすべての契約の保険金額を確認いただき、契約内容を設定ください。</p>
<p>貴社において災害補償規程などを制定されていない場合には…</p>	<p>① 災害補償を行いたいと考える内容にあわせて契約内容を設定ください。なお、貴社において補償責任が重複する他の保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合は、それらすべての契約の保険金額を確認いただき、契約内容を設定ください。 ② この保険によりお支払いする保険金は補償対象者に対する災害補償を目的とするものとして取扱い、直接補償対象者またはその遺族にお支払いします。</p>

この保険によりお支払いする保険金の額は、保険金額または災害補償規程などに定める補償金の額のいずれか低い額を限度とします。なお、重複保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合で、それにより支払われるべき保険金の額とこの保険により支払うべき保険金の額の合計額が災害補償規程などに定める補償金の額を超過する場合は、重複保険契約から支払われる保険金などの額と合わせて災害補償規程などに定める補償金の額を限度にお支払いします。

オプション特約

詳しくは P.11、P.12

■ 長期障害所得補償特約

保険金をお支払いする場合

被保険者が、日本国内または国外において、身体障害(ケガおよび疾病)を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害になった場合

(※)この特約が付帯された保険契約が初年度契約である場合において、就業障害の原因となった身体障害を被った時が保険期間の開始日またはこの特約が付帯された保険契約(継続契約である場合は、継続前のこの特約が付帯された保険契約も含みます。)の被保険者となった時より前であるときは、当社は、保険金をお支払いしません。また、この特約が付帯された保険契約が継続契約である場合において、就業障害の原因となった身体障害を被った時が、初年度契約の保険期間の開始日またはこの特約が付帯された保険契約(継続契約である場合は、継続前のこの特約が付帯された保険契約も含みます。)の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時より前

あるときは、当社は、保険金をお支払いしません。

(※)就業障害の原因となった身体障害を被った時が初年度契約の保険期間の開始日より前であっても、初年度契約の保険期間の開始日またはこの特約が付帯された保険契約の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時からその日を含めて1年を経過した後に開始した就業障害については、初年度契約の保険期間の開始日またはこの特約が付帯された保険契約(継続契約である場合は、継続前のこの特約が付帯された保険契約も含みます。)の被保険者となった時以後にその原因となった身体障害を被ったものとみなし保険金をお支払いします。

(※)保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。就業障害が開始した日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

お支払いする保険金の主な内容

- ①当社は、就業障害期間に対し、保険金を被保険者に支払います。
- ②就業障害期間1か月について長期障害所得補償保険金月額(5万円・10万円・15万円)を限度とします。
- ③就業障害期間が1か月に満たない場合または就業障害期間に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。
- ④補償の対象となる期間は、次の計算式によって算出します。

保険金をお支払いする期間^(※) = 就業障害である期間 - 免責期間

(※)身体障害を被った時に就いていた記名被保険者の業務に全く従事できない期間が免責期間(30日・60日・90日)を超えた時からてん補期間(1年間または2年間)が始まり、そのてん補期間内における就業障害である期間(日数)をいいます。

- ⑤てん補期間(1年間または2年間)を経過した後の期間の就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。
- ⑥原因または時が異なって被った身体障害により就業障害である期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。
- ⑦初年度契約の締結の後またはこの特約が付帯された契約(継続契約である場合は、継続前のこの特約が付帯された保険契約も含みます。)の被保険者となった後に保険金のお支払条件の変更があった場合

は、次の保険金の額のうち、いずれか低い額を支払います。ただし、就業障害の原因となった身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業障害になった場合は変更後の支払条件を適用します。

- イ、被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
- ロ、被保険者が就業障害になった時のお支払条件により算出された保険金の額
- ⑧免責期間を超える就業障害が発生した場合において、次のいずれかの他の就業障害が発生した場合は、その就業障害は既に発生している免責期間を超える就業障害と同一の就業障害とみなします。
 - イ、免責期間を超える就業障害が開始した時から免責期間を超える就業障害が終了した時まで開始した就業障害
 - ロ、免責期間を超える就業障害が終了した後に再び開始した就業障害ただし、免責期間を超える就業障害が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業障害になった場合は、後の就業障害は前の就業障害とは異なった就業障害とみなします。この場合において、後の就業障害について保険金を支払うべきときは、新たに免責期間およびてん補期間を適用します。
- ⑨保険金のお支払いの対象となっていない身体障害の影響で、保険金をお支払いする身体障害の程度が重くなったときは、その影響がなかったときに相当する就業障害期間を決定して保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

- ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって被った身体障害を原因とした就業障害
- ②保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって被った身体障害を原因とした就業障害。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
- ③被保険者の自殺行為によって被った身体障害を原因とした就業障害。ただし、自殺行為の原因を問わず、労災保険法等によって給付が決定されたものを除きます。
- ④被保険者の犯罪行為または闘争行為によって被った身体障害を原因とした就業障害
- ⑤被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害を原因とした就業障害。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。
 - ア、治療を目的として医師が用いた場合
 - イ、被保険者の被った身体障害が基本分類コードF18^(注1)に該当する精神障害であり、かつ、その精神障害について、労災保険法等によって給付が決定された場合
- ⑥戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって被った身体障害を原因とした就業障害
- ⑦核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った身体障害を原因とした就業障害

- ⑧⑥もしくは⑦の身体障害の原因となった事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った身体障害を原因とした就業障害
- ⑨⑦以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害を原因とした就業障害
- ⑩頸部症候群^(注2)、腰痛その他の症状で、被保険者がその症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの(その症状の原因がいかなるときであっても、保険金を支払いません。)を原因とした就業障害
- ⑪被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害を原因とした就業障害
 - ア、法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - イ、道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
- ⑫被保険者が精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害^(注3)を被り、これを原因として生じた就業障害。ただし、一部の精神障害^(注4)を原因とする就業障害の場合は、保険金を支払います。
- ⑬被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害を原因とした就業障害
- ⑭発熱その他覚的^(注5)症状のない感染^(注5)を原因とした就業障害

(注1)「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた基本分類コードF18(揮発性溶剤使用による精神及び行動の障害)

(注2) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注3) 具体的には、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の分類番号F00からF99までに規定された内容に準拠します。

(注4) 基本分類コードF18に該当する精神障害については、労災保険法等によって給付が決定された場合にかぎり含まれます。

(注5) 病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。



傷害ユニット

■ 疾病入院医療費用補償特約

お支払いの対象となる費用	
疾病入院 医療費用として 対象となる費用 (入院1回あたり)	<p>①一部負担金^(注1)</p> <p>②病院等の承認を得て使用された場合のベッドまたは病室の使用料。(1日あたりのベッド等使用料保険金日額(10,000円・20,000円・30,000円・40,000円)を限度^(注2)とします。)ただし、公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した期間中に負担した費用にかぎり、「療養の給付」等の支払の対象となる費用および労働者災害補償制度の下で給付の対象となる費用が含まれる場合はその費用を除きます。</p> <p>③被保険者が重篤など所定の状態に該当し、かつ医師が付添を必要と認めた期間において、親族が被保険者の付添をした場合に次に掲げる費用。(1日につき1名分の費用にかぎります。)ただし、公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した期間中に負担した費用にかぎり、「療養の給付」等の支払の対象となる費用および労働者災害補償制度の下で給付の対象となる費用が含まれる場合はその費用を除きます。</p> <p>ア. 親族付添費(1日につき4,200円)</p> <p>イ. 交通費</p> <p>ウ. 寝具等の使用料</p> <p>④被保険者の家族において次のいずれかに掲げる期間中に雇い入れたホームヘルパー等の雇入費用^(注3)または被保険者と同居の親族を一時的に保育所へ預け入れるための費用^(注4)。ただし、公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した期間中に負担した費用にかぎり、「療養の給付」等の支払の対象となる費用および労働者災害補償制度の下で給付の対象となる費用が含まれる場合はその費用を除きます。</p> <p>ア. 医師が付添を必要と認めた期間</p> <p>イ. 家事従事者である被保険者が入院している期間</p> <p>⑤入院のために必要とした病院等までの交通費^(注5)、医師が必要と認めた転院のために必要とした交通費^(注5)、および退院のために必要とした病院等から住居までの交通費^(注5)。ただし、入院した期間の全部または一部において、公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した場合に負担した費用にかぎり、先進医療等費用(患者申出療養を含みます。)にて対象となる交通費、「療養の給付」等の支払の対象となる費用および労働者災害補償制度の下で給付の対象となる費用が含まれる場合はその費用を除きます。</p> <p>⑥被保険者の療養に必要な有益な諸雑費(1日につき1,100円)。ただし、公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した期間中に負担した費用にかぎり、「療養の給付」等の支払の対象となる費用、労働者災害補償制度の下で給付の対象となる費用が含まれる場合はその費用を除きます。</p> <p>⑦被保険者と同居の親族が介護保険法第19条(市町村の認定)第1項に規定する「要介護認定」を受けた場合または同条第2項に規定する「要支援認定」を受けた場合^(注6)の、被保険者が入院している期間中における次に掲げる費用。ただし、公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した期間中に負担した費用にかぎり、「療養の給付」等の支払の対象となる費用および労働者災害補償制度の下で給付の対象となる費用が含まれる場合はその費用を除きます。</p> <p>ア. 介護従事者^(注7)の雇入費用^(注8)</p> <p>イ. 被介護者または被要支援者を収容する介護施設への預入費用</p> <p>⑧選定療養または評価療養に要する費用。ただし、基礎的療養部分に対し給付される保険外併用療養費^(注9)、病院等の承認を得て使用された場合のベッドまたは病室の使用料および先進医療の技術に係る費用を除きます。</p> <p>⑨その他特段の事情により生じた費用のうち当社が承認した費用。ただし、公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した期間中に負担した費用にかぎり、「療養の給付」等の支払の対象となる費用および労働者災害補償制度の下で給付の対象となる費用が含まれる場合はその費用を除きます。</p>
先進医療等費用 として対象となる 費用 (先進医療等1回あたり)	<p>①先進医療の技術に係る費用。ただし、公的医療保険制度から給付される費用ならびに先進医療以外の評価療養のための費用、選定療養のための費用、食事療養のための費用および生活療養のための費用を除きます。</p> <p>②先進医療を受けるために必要とした病院等までの交通費^(注5)、医師が必要と認めた病院等への転院のために必要とした交通費^(注5)、および退院のために必要とした病院等から住居までの交通費^(注5)</p> <p>③先進医療を受けるために必要とした病院等のもよりのホテル等有償の宿泊施設に宿泊するために要した客室料</p> <p>④患者申出療養を受けるために病院に対して支払った費用。ただし、公的医療保険制度から給付される額を除きます。</p> <p>⑤患者申出療養を受けるために必要とした病院までの交通費^(注5)、転院のための交通費^(注5)、および退院のために必要とした住居までの交通費^(注5)</p> <p>⑥患者申出療養を受けるために必要とした病院等のもよりのホテル等有償の宿泊施設に宿泊するために要した客室料</p>
疾病入院医療費用 および先進医療等 費用から控除 される給付等	<p>①公的医療保険制度を定める法令の規定により支払われるべき高額療養費</p> <p>②公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った被保険者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付^(注10)</p> <p>③第三者により支払われた損害賠償金</p> <p>④被保険者が被った損害を補償するために行われたその他の給付^(注11)</p>
他の保険契約等が ある場合の保険金 の支払額	<p>この特約に規定する損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等があり、支払責任額の合計額がこの特約が支払う保険金の額を超えるときは、次に定める額を保険金として支払います。</p> <p>①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この特約の支払責任額</p> <p>②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 この特約の支払責任額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金を差し引いた残額</p>

(注1) 「療養の給付(公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」など)」等の支払の対象となる療養に要する費用について被保険者が公的医療保険制度を定める法令の規定により負担した一部負担金ならびに一部負担金に相当する費用、入院時食事療養の食事療養標準負担額および入院時生活療養の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係る額をいいます。

(注2) ベッド等使用料保険金日額を超える入院日がある場合で、医師が治療上の必要性を認めるときは、その入院日については、その額を算入するものとします。

(注3) ホームヘルパー等の紹介料および交通費を含みます。

(注4) 保育所への預け入れに要した交通費を含みます。

(注5) 移送費を含みます。

(注6) 認定を受けていなくても、要介護状態または要支援状態である場合を含みます。

(注7) 介護を主たる職業とする者をいいます。

(注8) 介護従事者^(注7)の紹介料および交通費を含みます。

(注9) 保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。

(注10) いわゆる「附加給付」をいいます。

(注11) 他の保険契約等により支払われた保険金または共済金を除きます。

保険金をお支払いする場合

被保険者が日本国内または国外において疾病を被り、その直接の結果として保険期間中に日本国内で入院を開始した場合または先進医療等を受けた場合

(※)この特約が付帯された保険契約が初年度契約である場合において、入院または先進医療等を受ける原因となった疾病を被った時が保険期間の開始日またはこの特約が付帯された保険契約(継続契約である場合は、継続前のこの特約が付帯された保険契約も含みます。)の被保険者となった時より前であるときは、当社は、保険金をお支払いしません。
また、この特約が付帯された保険契約が継続契約である場合において、入院または先進医療等を受ける原因となった疾病を被った時が、初年度契約の保険期間の開始日またはこの特約が付帯された保険契約(継続契約である場合は、継続前のこの特約が付帯された保険契約も含みます。)の被保険者となった時のうち、いずれか

遅い時より前であるときは、当社は、保険金をお支払いしません。
(※)入院または先進医療等を受ける原因となった疾病を被った時が初年度契約の保険期間の開始日またはこの特約が付帯された保険契約の被保険者となった時より前であっても、初年度契約の保険期間の開始日またはこの特約が付帯された保険契約の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時からその日を含めて1年を経過した後に開始した入院または先進医療等を受けた場合については、初年度契約の保険期間の開始日またはこの特約が付帯された保険契約(継続契約である場合は、継続前のこの特約が付帯された保険契約も含みます。)の被保険者となった時以後にその原因となった疾病を被ったものとみなし保険金をお支払いします。
(※)保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。入院を開始した日または先進医療等を受けた日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

お支払いする保険金の主な内容

- ①被保険者が疾病を被り、日本国内で入院を開始した場合、1回の入院につき入院1回あたりの保険金額(50万円・100万円・200万円)を限度とします。なお、入院を開始した日からその日を含めて疾病入院医療費用保険金支払限度日数^(注12)を経過した日の属する月の翌月1日以降に発生した費用に対しては、保険金をお支払いしません。
- ②被保険者が疾病を被り、その直接の結果として先進医療等を受けた場合、1回の先進医療等につき先進医療1回あたりの保険金額(50万円・100万円・200万円・300万円)を限度とします。
- ③初年度契約の締結の後またはこの特約が付帯された契約(継続契約である場合は、継続前のこの特約が付帯された保険契約も含みます。)の被保険者となった後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の保険金の額のうち、いずれか低い額をお支払いします。ただし、入院または先進医療等を受ける原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始または先進医療等を受けた場合は、変更後の支払条件を適用します。
 - イ、被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
 - ロ、被保険者が入院を開始した時または先進医療等を受けた時のお支払条件により算出された保険金の額
- ④入院が終了した後、被保険者が、その入院の原因となった疾病^(注13)によって再入院した場合は、後の入院と前の入院とを合わせて1回の入院とみなし、入院1回あたりの保険金額と支払限度日数を適用します。ただし、入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に被保険者が再入院した場合は、後の入院は前の入院とは異なった入院とみなし、新たに入院1回あたりの保険金額と支払限度日数を適用します。
- ⑤被保険者が、保険金をお支払いすべき入院中に、保険金をお支払いすべき他の疾病を被った場合は、当初の保険金をお支払いすべき入院とその後の保険金をお支払いすべき他の疾病による入院とを合わせて1回の入院とします。
- ⑥被保険者が、保険金のお支払い対象となっていない入院中に、保険金をお支払いすべき他の疾病を被った場合は、その疾病を被った時に入院したものとみなし、入院1回あたりの保険金額と支払限度日数を適用します。
- ⑦保険金のお支払いの対象となっていない身体の障害の影響で、保険金をお支払いする疾病の程度が重くなったときは、その影響がなかったときに相当する損害の額について保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

- ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ②保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事由
- ⑤③および④のいずれかの事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由
- ⑥④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑦被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ⑧被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用。ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます。
- ⑨頸部症候群^(注14)、腰痛その他の症状で、被保険者がその症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの(その症状の原因がいかなるときであっても、保険金を支払いません。)
- ⑩被保険者のアルコール依存および薬物依存等^(注15)。ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます。
- ⑪被保険者の妊娠または出産。ただし、「療養の給付」^(注16)等の支払の対象となる場合を除きます。

(注12) 365日となります。

(注13) 前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。

(注14) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注15) 具体的には、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の分類番号F10からF19までに規定された内容に準拠します。

(注16) 公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時生活療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。

傷害ユニット

■ 疾病入院医療保険金支払特約

保険金をお支払いする場合

被保険者が日本国内または国外において疾病を被り、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合

(※)この特約が付帯された保険契約が初年度契約である場合において、入院の原因となった疾病を被った時が保険期間の開始日またはこの特約が付帯された保険契約(継続契約である場合は、継続前のこの特約が付帯された保険契約も含みます。)の被保険者となった時より前であるときは、当会社は、保険金をお支払いしません。また、この特約が付帯された保険契約が継続契約である場合において、入院の原因となった疾病を被った時が、初年度契約の保険期間の開始日またはこの特約が付帯された保険契約(継続契約である場合は、継続前のこの特約が付帯された保険契約も含みます。)の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時より前であるときは、当会社は、保険金をお支払いしません。

(※)入院の原因となった疾病を被った時が初年度契約の保険期間の開始日またはこの特約が付帯された保険契約の被保険者となった時より前であっても、初年度契約の保険期間の開始日またはこの特約が付帯された保険契約の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時からその日を含めて1年を経過した後に開始した入院については、初年度契約の保険期間の開始日またはこの特約が付帯された保険契約(継続契約である場合は、継続前のこの特約が付帯された保険契約も含みます。)の被保険者となった時以後にその原因となった疾病を被ったものとみなし保険金をお支払いします。

(※)保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。入院を開始した日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

お支払いする保険金の主な内容

①被保険者が疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき支払限度日数(40日・60日・90日・120日・180日)を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院医療保険金日額をお支払いします。

保険金の額 = 疾病入院医療保険金日額 × 入院した日数

②初年度契約の締結の後またはこの特約が付帯された契約(継続契約である場合は、継続前のこの特約が付帯された保険契約も含みます。)の被保険者となった後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の保険金の額のうち、いずれか低い額をお支払いします。ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合は、変更後の支払条件を適用します。

- イ. 被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
- ロ. 被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

③入院が終了した後、被保険者が、その入院の原因となった疾病^(注1)によって再入院した場合は、後の入院と前の入院とを合わせて1回の入院とみなし、支払限度日数を適用します。ただし、入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に被保険者が再入院した場合は、後の入院は前の入院とは異なった入院とみなし、新たに支払限度日数を適用します。

④被保険者が、保険金をお支払いすべき入院中に、保険金をお支払いすべき他の疾病を被った場合は、当初の保険金をお支払いすべき入院とその後の保険金をお支払いすべき他の疾病による入院とを合わせて1回の入院とします。

⑤被保険者が、保険金のお支払い対象となっていない入院中に、保険金をお支払いすべき他の疾病を被った場合は、その疾病を被った時に入院したものとみなし、支払限度日数を適用します。

⑥保険金のお支払いの対象となっていない身体の障害の影響で、保険金をお支払いする疾病の程度が重くなったときは、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

- ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ②保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事由
- ⑤③および④のいずれかの事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由
- ⑥④以外の放射線照射または放射能汚染

- ⑦被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ⑧被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用。ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます。
- ⑨被保険者の妊娠または出産。ただし、「療養の給付」^(注2)等の支払の対象となる場合を除きます。
- ⑩頸部症候群^(注3)、腰痛その他の症状で、被保険者がその症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的見解のないもの(その症状の原因がいかなるときであっても、保険金を支払いません。)
- ⑪被保険者のアルコール依存および薬物依存等^(注4)。ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます。

(注1) 前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。

(注2) 公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時生活療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。

(注3) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注4) 具体的には、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の分類番号F10からF19までに規定された内容に準拠します。

疾病補償 用語のご説明

■ 共通

医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状 ^(注) を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 (注)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

■ 長期障害所得補償特約

就業障害	被保険者が身体障害を被り、次のいずれかの事由により身体障害を被った時に就いていた記名被保険者の業務に全く従事できない状態をいいます。 ① その身体障害の治療のため、入院していること。 ② ①以外で、その身体障害に対して、医師 ^(注) の治療を受けていること。 ただし、被保険者がその身体障害に起因して死亡した後もしくはその身体障害が治癒した後は、いかなる場合であっても、この特約においては、就業障害とはいいません。 (注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
就業障害期間	てん補期間内における被保険者の就業障害の日数をいいます。
身体障害	傷害 ^(注) および疾病をあわせて身体障害といいます。 (注)傷害の原因となった事故を含みます。
てん補期間	当会社が保険金を支払う限度となる期間で、免責期間終了日の翌日から起算して保険証券記載の期間をいいます。
免責期間	就業障害となった日から起算して、継続して就業障害である保険証券記載の日数をいい、この期間に対しては、当会社は保険金を支払いません。

■ 疾病入院医療費用補償特約

先進医療	治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものにかぎります。
患者申出療養	治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている患者申出療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして主務大臣に個別に認められたものにおいて行われるものにかぎります。
先進医療等	先進医療および患者申出療養をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部と支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。
病院等	病院または診療所をいいます。

■ 疾病入院医療費用補償特約・疾病入院医療保険金支払特約共通

公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法(大正11年法律第70号) ② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) ③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) ④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) ⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) ⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号) ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。

特にご注意いただきたいこと

I 契約締結時における注意事項

① 告知義務と告知事項

ご契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(加入依頼書および付属書類の記載事項すべて)について、損保ジャパンに事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

② 加入者証について

加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入の日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険料について

実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

④ クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。

⑤ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

⑥ 保険契約の無効、取消しについて

次の場合に保険契約が無効または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

- ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
- ご契約者、記名被保険者(長期障害所得補償特約・疾病入院医療費用補償特約・疾病入院医療保険金支払特約の場合は被保険者を含みます。)の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など

II 契約締結後における注意事項

① 通知義務等

- (1) 保険契約締結後、通知事項が発生する場合は取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご連絡いただく必要はありません。ご連絡や通知事項に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合は、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。

通知事項

- 加入依頼書および付属書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること^(注1)
- 災害補償規程などの変更^(注2)

- (2) 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

(注1) 加入依頼書などに記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンまでご連絡いただく必要はありません。)

(注2) 傷害ユニットがセットされている場合にかぎります。

② ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

III 万一事故にあわれたら

① 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110 おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】

平日：午後5時～翌日午前9時

土日祝日：24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

② 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款および特約」をご確認のうえ、損保ジャパンが求める書類をご提出ください。
※ 事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書など ● 物損害ユニットにおける損害 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、取扱説明書、被害品明細書 など ● 工事物ユニットにおける損害 写真、図面(写)、請負契約書、工事費内訳書 など ● 休業ユニットにおける損害 復旧通知書、費用の支出を示す領収証、費用明細書、売上高等営業状況を示す帳簿(写)、損益計算書 など ● 傷害ユニットにおける損害 診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、死亡診断書(写)、死体検案書(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など
③	損害 ^(※1) の額、損害 ^(※1) の程度および損害 ^(※1) の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書、固定資産課税台帳登録事項証明書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※2) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収証、承諾書 など
⑦	質権が設定されている場合に保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書 など
⑧	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(注1) 損害とは各ユニットで保険金のお支払い対象となる損害、損失、費用または傷害のことをいいます。

(注2) 保険金は、原則として被保険者から相手の方への賠償金を支払った後にお支払いします。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

③ 保険金のお支払いについて

前記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

IV > その他ご注意いただきたいこと

① 保険期間について

- この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間です。ただし、個別のご契約により異なる場合がありますので、詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時(加入依頼書等またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まり、末日の午後4時に終わります。

② 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

③

- 傷害ユニットでお支払いする保険金のうち、ケガなどをされた役員や従業員などに支払う補償金につきましては、法定外補償規定(災害補償規程)などに定める補償金の額の範囲内の額を、保険金額として設定いただきます。なお、お支払いする補償金の額は、保険金額または法定外補償規定などに定める補償金の額のいずれか低い額が限度となります。また、他の保険契約など(※)により支払われるべき保険金がある場合には、他の保険契約など(※)から支払われる保険金の額と合算して法定外補償規定などに定める補償金の額を限度に保険金をお支払いします。(※)労働災害総合保険、記名被保険者を保険金受取人とする傷害保険、生命保険、共済契約などをいいます。
- 【長期障害所得補償特約がセットされている場合】
初年度契約の保険期間の開始時またはこの特約の被保険者となった時より前に被った身体障害を原因とする就業障害については保険金をお支払いできません。
ただし、初年度契約の保険期間の開始時より前に被った身体障害を原因とする就業障害であっても、初年度契約の保険期間の開始時またはこの特約の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時からその日を含めて1年を経過した後に開始した就業障害に対しては保険金をお支払いします。
- 【疾病入院医療費用補償特約または疾病入院医療保険金支払特約がセットされている場合】
初年度契約の保険期間の開始時またはこれらの特約の被保険者となった時より前に被った疾病を原因とする入院または先進医療等については保険金をお支払いできません。
ただし、初年度契約の保険期間の開始時より前に被った疾病を原因とする入院または先進医療等であっても、初年度契約の保険期間の開始時またはこれらの特約の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時から起算して1年を経過した後に開始した入院または受けた先進医療等に対しては保険金をお支払いします。

- 売上高、延床面積、人数等のお客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないかご確認ください。

④ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

⑤ 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808 (通話料有料)

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】

平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)

お問い合わせ先

<取扱代理店>

損保ジャパンパートナーズ株式会社 団体職域第二部

〒163-0417 東京都新宿区西新宿2-1-1
新宿三井ビルディング17階
TEL: 03-6279-0673
FAX: 03-6279-0695
(受付時間: 平日午前9時から午後5時)

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL: 03-3349-5137
(受付時間: 平日午前9時から午後5時)

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) でご参照ください (ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。